
平成20年 第4回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成20年12月9日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成20年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(23名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員(2名)

7番 溝口 泰章君	13番 佐藤 正君
-----------	-----------

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君	書記 衛藤 哲雄君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	防災安全課長	佐藤 和明君
総合政策課長	島津 義信君	財政課長	長谷川澄男君
税務課長	飯倉 敏雄君	国体推進課長	佐藤 式男君
会計管理者	米野 啓治君	産業建設部長	荻 孝良君
農政課長	河野 隆義君	建設課長	佐藤 省一君
農業委員会事務局長	甲斐 裕一君	健康福祉事務所長	立川 照夫君
健康増進課長	秋吉 敏雄君	保険課長	佐藤 和利君
環境商工観光部長	吉野 宗男君	商工観光課長	服平 志朗君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	川野 雄二君
湯布院振興局長	太田 光一君	教育次長	高田 英二君
教育総務課長	河野 眞一君	学校教育課長	秋篠 義隆君
生涯学習課長	二宮 正男君	中高一貫教育推進課長	佐藤 忠由君
消防長職務代理人	浦田 政秀君	代表監査委員	佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長を初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

佐藤正議員から所用のため、溝口泰章議員から体調不良のため欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は23人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（三重野精二君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め、1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、10番、太田正美君の質問を許します。10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） おはようございます。一般質問も2日目となりましたが、きょうもよろしく申し上げます。

それでは、議長の許可を得ましたので、早速始めさせていただきます。10番、太田です。通告にのっとりまして始めたいと思います。

まず、学校教育における地域教育のあり方についてお尋ねします。

昨今、地方の少子化・高齢化・過疎化が悲鳴のように叫ばれていますが、我が由布市におきましても多分に漏れず、その兆しがあらわれております。このままですと由布市もやがてこの少子化・高齢化・過疎化の波に飲まれ、非常に切迫した危機を迎えかねないのではないかと、私は考えております。

今、由布市に暮らしている子どもたちが大人になったとき、恐らく20歳なり18になったころに、いわゆる今の由布市に住むか、または都会に出て住むかという、そういう状況を判断する時期が来るのではないかと。このことを今由布市で生活していることに不安を覚えるような状況が、近い将来来るのではないかとというようなことを考えられます。そういった中で、やはりそういう選択をする岐路に立ったときに、やはり今置かれている学校教育の中でやはり地域学というようなことが少し考えていかないと、非常に困難な状況がこの由布市には訪れてくるのではないかと考えております。

そういった中で、家庭を由布市の中で築いていこうと思ったり、また由布市を基盤とする生活を続けていくためにも、地域への愛着が非常に重要になると私は考えております。ふるさと納税の話ではありませんが、自分の成長した地域を愛し、生まれ育った地域で生活していくために、また未来に向けて継続的な発展を目指していくためにも、今の子どもたちによりわかりやすい形で地域学を学んでもらい、地域への理解を深めてもらう必要があると考えます。わかりやすく例を言いますと、やはり今庄内地域では、一つの神楽を通じて地域の子どもたちが郷土芸能や文化、歴史を知らず知らずのうちに学んでいると思います。そのことはやがて庄内地域の子どもたちがやはり他県に出てもやはり大きな望郷の念を抱き、やがて庄内地域へ帰ってくるような、そういう礎になっていくのではないかと私は考えております。

そういったように、地域学の必要性を踏まえた上で、まず1つ目としては、由布市における地域教育の現状について、また2つ目に、今後の地域教育のあり方について、それぞれ市の方針なりまた考え方を市長並びに教育長にお尋ねしたいと思います。

次に、入湯税の今後についてですが、昨今、入湯税の利用状況についてさまざまな意見が述べられていますが、私が聞きたいポイントとしては、由布市としては入湯税の納税額の先行きにつ

いて、今後どのように推移していくと考えているかということです。今後、増加傾向に進むのか、または減少傾向に向かっていくのかということをごどのように市当局はとらえているのかということでもあります。その認識が増減どちらにせよ、市にとって貴重な財源である入湯税を今後も維持、増加させていかなければならないことには変わりはないと思いますが、既存のものを使い続けていけば劣化していくのは世の常です。税のシステムも同じで、納税者が納税システムに納得していなければ、また由布市にやっつけてこなければ、どんどん先細っていくのではないかと考えております。入湯税の納税対象となる観光客への還元といったことも含めて、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

最後に、大分国体における費用と成果について質問します。

大成功をおさめた大分国体でしたが、由布市会場における種目別の費用はどのようにかかったのか、わかる範囲で結構ですが、お尋ねしたいと思います。

その次に、由布市で行われた競技で、そのことからしてどのような成果が上げられたのか。その成果は、今後の由布市におけるスポーツ振興にとってどのような形で寄与していくのか、詳しい成果があれば、それをお聞きしたいと思います。

それと、最後になりますが、これは以前にも少し質問したのですが、湯布院にあるラグビー会場として使用された湯布院スポーツセンターについてであります。国体終了後、これらの成果が出ていたとすれば、その有効な活用方法をどのように検討していく指針なり考え方があるのかをお尋ねしたいと思います。いよいよこの議会でも無駄遣いとかいろいろな批判を浴びた中で、現実にあのグラウンドができ上がったわけですが、その施設の進化が本当に問われるのは、これからではないかと考えております。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

再質問は、この席で行いますのでよろしくお願いします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問も2日目になりました。まず、10番、太田正美議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の地域教育のあり方についてについて、お答えをいたします。

現在、学校では教科はもとより地域の先輩を招いて、地域の産業や文化、また地域の偉人伝から、例えば井路の建設にまつわる歴史と先人の情熱を学び、一方、体験を通して身近な自然環境の四季折々のすばらしさを発見し、自分たちの地域を誇りに思い、大切にすることを育てているところであります。今後もこのような取り組みを続けることが、これからの由布市の発展を考えましても非常に重要なことであり、自分の育った地域を愛し、その地域の発展を託す子どもの育成を目指して、より力を入れて取り組む必要があると考えております。そのためにも、これまでのすぐれた取り組み事例を市内全域で共有しながら、取り組みのさらなる充実を図ることによって、

より一層地域を愛し、地域の発展を目指す子どもの育成に努めてまいりたいと考えております。

教育長からも具体的な答弁をする予定にしております。

次に、2点目の入湯税の今後についてお答えをいたします。

まず、入湯税の徴収額の先行きにつきましては、今後の景気状況や円高を考慮すると、韓国からの観光客が今年に入り激減したことや、国内の観光客も同様な状況にあることから、これに伴う入湯税の徴収額はかなり減少するものと推測をいたしております。

次に、入湯税の納税対象となる観光客への還元についてでございますが、これまでどのような事業に充てたか、あるいは納税者である観光客への還元システムの確立等について、議会で御質問や御指摘をいただいたところでございます。入湯税の用途につきましては、地方税法第701条で環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備、観光施設の整備、観光振興に関する費用に充てると規定されていることから、これまでの事業に充当してまいりました。

議員御質問の前進的な投資が必要ではないかということにつきましては、入湯税の納税者であります観光客のし尿やごみなど、観光客の受け入れに伴う基本的な費用に経費がかかることから、これまで環境衛生の経費を主に優先的に充ててきたところでございます。年間約1億2,000万円の入湯税を全額環境衛生の経費だけに充てたとしても、まだ不足が生じるような状況から、前進的な投資、観光客への還元ということにつきましては、そこまで及んでいないのが現状であります。納税者である観光客への還元ということを勘案しますと、ある程度の配慮も必要ではないかという観点から、観光施設整備や観光振興のための事業を主に、関係者と協議をしてみたいと考えております。

次に、3点目の大分国体における成果と費用についてお答えをいたします。

国体の費用につきましては、市からの補助により実行委員会が執行し、現在精算中でありまして、現時点で報告できる金額は、県に交付金申請手続をしている額でまだ確定はしておりませんので、あくまでも仮の金額であることを御了承願いたいと思います。由布市で開催されました種目別費用は、ゴルフ競技2,123万3,000円、アーチェリー競技6,127万4,000円、銃剣道競技2,282万7,000円、ライフル射撃競技4,953万2,000円、ラグビー競技2,496万9,000円となっております、計1億7,982万5,000円でございます。

なお、市民運動経費、広報啓発費、事務的経費等、各競技に振り分けのできる経費につきましては、決算終了後来年2月に開催予定の実行委員会の解散総会で報告することといたしております。

以上で、私の答弁を終わります。他の御質問につきましては、教育長からいたしますのでよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 太田議員の質問にお答えをいたします。

学校教育における地域教育のあり方についての御質問ですが、現在、学校教育では社会科や総合的な学習の時間の授業の中で、地域の産業や文化、井路の建設に携わった偉人等から多くの知恵や情熱を学んだり、自然環境のすばらしさから由布川溪谷パンフレットの作成・配布活動を行ったりすることによって、地域のよさを再発見させ、自分たちの地域を大切にすることを育てているところです。

また、教育委員会では、学校、家庭、地域の協働による教育の推進事業として、19年度から中学校区ごとに地域協育、「協力」の「協」ですが、地域協育ネットワークを立ち上げ、地域人材を活用して学校支援を行っております。各学校では、地域の方を講師に招いての稲作体験や俳句づくりの授業、郷土のおやつづくり、神楽や太鼓の演奏体験等を実施したり、地域の方や福祉施設との交流活動等を行ったりしています。また、中学校では、地元地域における各種の職場体験活動を数年前から行っており、貴重な体験ができています。

このような地域環境を生かしたさまざまな教育活動を通じて、地域の人々と触れ合い、地域の産業・文化等を見直し、郷土を愛する心を育てる取り組みを行っているところです。

2点目の今後の地域教育のあり方ですが、議員御指摘の庄内地域での子ども神楽により、地域を愛するという具体的なお話もありましたが、学校教育における地域教育は、これからの由布市の発展を考えましても非常に重要なことであり、自分の育った地域を愛し、誇りを持ち、その地域の発展を目指す子どもの育成を目指して、力を入れて取り組む必要があると考えています。そのためにも、これまでのすぐれた取り組み事例を市内の学校全体で共有しながら、各学校での地域のすばらしさを生かした取り組みの充実を図ることによって、より一層地域を愛し、地域の発展を目指す子どもの育成に努めていきたいと考えています。

次に、スポーツ振興についての寄与等ですが、大分国体では、由布市会場で5競技が実施されましたが、どの会場も連日多くの市民がボランティアとしてかかわったり、全国トップクラスの競技を見ることにより、選手のスポーツに対しての情熱や思いを市民の皆様が肌で感じることができ、スポーツに対しての考え方や意識が変わったのではないかと考えております。

これからは、日ごろからスポーツにかかわっていない方やスポーツをしていない人も、何かスポーツにかかわっていけるようなスポーツ振興や環境をつくっていききたいと考えています。

次に、湯布院スポーツセンターの有効的な活用方法は検討できたかの質問ですが、平成20年6月議会で関連の質問をされておりますが、人工芝競技場は大分国体のラグビー会場として使用しました。全国のラグビー関係者や競技団体から、施設について大変な好評をいただいたところです。この人工芝競技場の有効利用を図るために、ラグビー競技に限らずサッカー競技も使用で

きるように、サッカー競技用のゴールも2基購入し、施設の活用を推進したいと思っております。現在までの利用状況は、人工芝競技場では、高校生のラグビーを中心に4月以降で6,000人以上の利用がありまして、今後もサッカーの予約も入っております。今後は、スポーツセンターと人工芝競技場を一体としての活用のため、スポーツ合宿のメッカとなるように全国に呼びかけ、ラグビー及びサッカー競技の全国大会、九州大会開催の誘致、そして中学生から社会人までの幅広い合宿誘致に努めるとともに、湯布院の観光地とあわせてPRを行って、合宿や応援者等の付随する観光客の誘致についても、湯布院の宿泊関係者と模索できればと考えているところです。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ありがとうございます。まず、1点目の質問で地域学ということ言葉をしたんですけど、非常に奥の深いことだと思いますが、これには一番最初にやはりそこには家庭教育というものがあった上で、その中である程度培われ養われたものが、ひいてはまた子どもたちが学校に行ったときに、それをある意味では復習する形で今までは行われてきたことが、だんだんその根元のところの部分でやはり薄くなっているというか、教育力が下がっているということが言われているのではないかと思うんです。特に、今全国のそういう地域力というか、教育力の高さを比べられたときに、今青森県が非常に注目を浴びておりますけども、それは教育長も御存じだと思うんですが、その中で何か特段やはり特性があるのかということ伺ってみますと、やはり一つには3世代住宅というか、おじいちゃん、おばあちゃん、親、子どもという、そういう家庭が比較的一つの屋根の中で生活しているということが、一つは大きな要因であって、特別、学校教育の中で特別変わったことをしているというわけではないということをお聞きしております。そういった意味では、昔の地方にはどこにでもあるような環境が、最近はだんだん壊されて、その根っこのところが薄くなっているのではないか。

これからやはりそういう意味では、今何もかも学校にお任せ、先生にお任せというような、ある意味ではすごく風潮が強い、それでいて先生方がじゃあ伸び伸びとその中で活動できているのかというと、特に今年度の大分県にとっては先生方がある意味では萎縮して、そういう自分の本来持っている能力を十分に発揮できないような状況があるのではないかと考えております。

けさの新聞のコラムにもありますが、中学生が修学旅行に行つたと。その修学旅行に行つた先のお土産屋さんの人が「どちらから来られましたか」と聞いたら、とっさに「福岡県から来ました」というような答えをしたと。何で以前からうそをついたらいけませんよとか子どもには言っていたのに、やはりとっさにそういううそを言わなければいけないような状況が、子どもたちにまでやっぱり及んでいるということは、やはり私たち大人が真剣に考えなければいけない状況が、大分県なりこの由布市には今現実にあるんだということをしかり認識した上で、こういう

ことにも取り組んでいただきたいと思います。その点について、まず教育長どのようなお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） けさやはり新聞を読んで、その子どもの心情を考えますと、非常にもうやり切れない気持ちがしました。議員おっしゃるとおりで、大分県の教育界の一員として、非常に残念だし申しわけない気持ちだなという思いをまた新たにしたところです。

やはり今家庭の教育力の問題だとか、それから教職員が萎縮しているんじゃないかという面もやっぱり御指摘のとおりだろうと思いますが、やはり真摯にこの現実というのを受けとめながら、今それぞれ携わっている立場の中でどうあるべきか、市民のため子どもたちのために何をすべきかという原点に立ち返りながら、頑張っていくしかないと思っているところです。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） そういった中で私たちが見る教育現場と、先生方はどちらかという、ある意味では学校を出て社会というものを余り経験しないまま、いわゆる教師になられている方が大多数だと思います。そういう意味では、優秀な方々だとは思いますが、一方でそういう経験が少ないというのがある意味ではハンディになっているんじゃないかと思うんですが、そういう中でいわゆる教育に携わってないいわゆる世間の先輩というか、例えば農業をしている方とかお寺のお坊さんとか、そういういわゆる今までは余り学校に縁のなかった方を講師に招いた、そういう特別授業というんですかね、そういうものをやはりもっと含んだ授業というのを考えられないのか。それと、その中でやはり昔のそういう先人たちが築いたいいこともあるんですが、逆に現状の今この由布市なりが置かれている苦悩とか、今後子どもたちが大きく成長していくまでに、子どもたちがこの地元で考えなければならぬ将来像についてのやはり考えなりをもっと子ども自身にも考えてもらうような、いわゆる今までの日本が、どちらかという企業労働力としての優秀さがある意味では競うような教育にずっと走ってきたんじゃないかと。そうではなくて十分田舎で生活していく上でも、十分たくましい生活力を養っていけるためのある意味では知恵なり、そういう教育方針にある意味では競争社会から共存社会にやはり移っていけるには、そういう教育方針の文部省から上意下達ではないですけど、言われるだけじゃなくて地域が考えた教育現場、教育力というか、そういうものを方向転換するような時期に来ているんじゃないかと私は考えるんですが、そのことについて教育長はどういう所見をお持ちでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

地域の大人から将来を託す子どもたちに伝えるもの、それがちゃんと伝わっていないことがあるのではないかというような事柄だろうと思います。キャリア教育というのが叫ばれて、目的意

識が薄れている子どもたちにどのように将来明るい展望を持ちながら自分探し、自分育てをしていくかという、その部分だろうと思うんです。キャリア教育、小学校から中学校、高校という段階を踏みながら、だんだんと進められてきているわけですが、例えば中学ではゲストティーチャーを招いて地域のいろんな職業に徹している方々をお招きして、じっくり自分の職業についての意気込みやつらさや楽しみ、そういったもの、喜びあたりを語っていただく場面をつくったり、職場見学や職場体験がだんだんと日数もふやしながら、充実したものになってきていると思います。これ国全体の日本の子どもたちの抱えている問題をどう再構築していくかという姿の中で取り組んでいることとして、上意下達という言葉もありましたが、大きな流れの中の一環としてやはりやっていることで、これは間違いないと思っています。由布市独自に云々という話ですが、そこまでは今のところ考えてないんですが、施策の中でいいところはどんどん取り入れながら、由布市としての教育活動に取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 例えば、今農業委員会なんかで話されていることは、やはり農業後継者の不足による農地の荒廃なり高齢化、過疎化が進んだ上で活力の低下といったようなものが、そういうある意味では負の要素になるようなことに対して、どうやって地域が取り組んでいくか、それはもう大人も子どもも一緒だと思うんですね。特に、学校なんかはどんどん統廃合が進んで、大きいところにある意味では小さい学校がやられてしまうというような中で、ますます地域力が落ちていくと。そういうところをやはり補完する、もう世の中の流れでしようがないというふうにあきらめてしまうのか、それともやはりそれを学校はそういうふうになっても、地域の教育力としての補完するものを別に残しておかなければ、やはり地域が衰退していくのではないか。また、由布市のいいところも知ってもらわなければならないんですが、やはりそれと同時に地域の苦労なり一生懸命このまちが取り組んでいるというか、闘っている人々のそういう姿をやはり子どもたちに見せる必要はあるのではないかと考えております。そのことがまた自分の生まれた地域を愛する基本になっていくのではないかと考えております。お答えはいいです。

2点目に入ります。入湯税のことについてであります。先ほど市長の答えの中にもありましたが、余り入湯税の推移を見ますと、税務課からもらっている資料によりますと、大体平成15年度で1億3,400万円ぐらいあったものが、17年度になると1億1,600万円と、今1億1,900万円ぐらいというふうな、かなり2,000万円ぐらい落ち込んでいるわけです。その中でどのような対策をとられたのか、この落ち込みについてどういうふうに見解を持たれているのかというのをまず1点お聞きします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） この落ち込みについては、もう日本経済ともまたいろんな関連があると

思いますけれども、今回の原油高騰による大きな経済界の落ち込みといたしますか、そういうことによって韓国の方々の観光客も減ったし、車を利用して訪れる方々も大変減ってきたということでもあります。そういうことで、湯布院地域の観光資源としてのそういう価値というものと、それからそういう経済的なものというものが2つ合わさってくると思います。やっぱりグレードが下がれば、これからどんどん湯布院観光も観光客が減ってくるだろうし、その辺のところをこれからいつまでも湯布院はすばらしいという、いつまでも高いグレードを持ち続けていくことは、維持していくことは大事なことでありますし、そのことは入湯税にもつながってくるし、日本のそういう大きな原油とかああいう大きなものに左右される部分も多々あると思います。今回、徐々に入湯税が減ってきているということについては、ある意味では湯布院観光の警鐘であるというふうにも考えておりますので、この点についてはみんな考えていかねばならないというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 平成20年度のまだ集計は当然出てないんです。これはもう既に合併前の平成16年の数字でありまして、17年度、合併してからの落ち込み数字なんです。その落ち込みに対してもう既に4年たった中で、どういう対策を市長としてとられたのかというのを聞きしたかったわけです。今のお答えを伺う中で、余り認識がその辺低いのかなというのを感じました。

実質、入湯税の実績と観光客の中でも韓国の観光客というとらえ方をしていますが、ほとんど関係ありません、由布市にとっては。別府市にとっては大きな痛手ではありますが、由布市にとってはほとんど余り関係ないと。

先ほど来より市長は観光客というとらえ方をしておりますが、実際には入湯税を納めているのは、ほとんどが宿泊客でありまして、観光客は日帰り客でありますのでほとんど、先ほど言われた入湯税の使用目的でし尿とかごみとかの対策に大あらわということは私も知っておりますが、現実にはそういう日帰り客の人が落としているものは、本当し尿とごみでありまして、その辺に付随するお金というのは余り落としてないのが現状であります。経済効果としては、多少はお土産屋さん等で買い物はしてくれておりますが、かなり昔と比べて買わない、お金を落とさない状況が今現実であります。

その落ち込んでいる湯布院が観光客、観光客と言われてますけども、もうすごく中身をもうちょっと行政も精査してとらえていく必要があるんじゃないかと、その中から初めて具体的な対策なりが生まれてくるんじゃないかと思っておりますので、その辺については、一段とある意味では深い理解があるんじゃないかと思っております副市長、どういう考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 確かに、入湯税の落ち込みというのは、基本的には宿泊観光客の減というのと、徴税方法が若干変わったと。以前は全体で地域でまとまって集めて出すという方法がありましたので、その辺にも若干原因があるかなというふうには考えております。

ただ、将来的な由布市の観光という話になったときに、やはり非常に今から経済が変わってくると、非常に格差が出てきている社会になっています。ですから、やっぱり湯布院も一律ではなくて、非常に多様な旅館とか宿泊施設があるというようなことをやはりきっちり知らしていかなきゃいけないと。湯布院というと非常に高いというイメージが先行しておりますので、今からそういう意味ではすごくイメージ的にはそうではなくて、湯布院でゆっくりしていただけるということを前面に押し出した温泉地ということを進めていく必要があるのかなと思っております。

あとやはりこれはもう本当国のレベルの問題になるんですが、私、以前随分国土庁のほうと話したことがあるんですが、いわゆる宿泊をしない観光客というのがたくさんいるところというのは、一応税収はいろいろお買い物をしていただくから上がるんですが、結局ごみと尿だけを持っていくと。実は、交付税でつくときには、それは非常にその中に組み込まれないということで、国土庁のほうも昔の国土庁ですね、今は国土交通省になりましたが、当時交流人口指標という指標を交付税の算定に入れたらどうかという話もあったところがございます。こういったことは、やっぱり確かに今非常にそういったし尿処理のコストがかかって大変なんですけど、やはり何やかんや言いながらいろいろ税金は落としてくれるわけなんで、やっぱり地域の産業として由布市、特に湯布院町地域は観光業がかなりいろんな意味での税収にかかわっている部分が多いものですから、その辺も含めていかに効果的にお客様をふやしていくか、それから本当にやっぱり最近ではサステナブル、いわゆる持続可能な温泉地という言い方が出ておりますが、やはりそれを目指してやっていくのが、決してもうふえるというのではなくて、観光地としてこれからどうやって継続していくのかということが一番重点課題として進めていくことが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 今まで入湯税の使途、用途については、ずっともう余り旧町時代から余り方向転換をしてないわけですね。これからの由布市のことを考えた場合、そういうことを一度やはり観光振興という意味での予算の妥当なのかという、特に何でもとに戻って考えた場合、観光地だから入湯税をもらっているわけではなくて、温泉に起因する鉱泉ということでもらっているわけですね。そのことについての根幹たるものについて、どのような投資を、先進的な投資を考えているのか。特に、湯平温泉でも非常に今温泉では頭を痛めているのが現状だと思うんですね。それはもう由布院温泉でも一緒です。その温泉の資源の保護なり、そういう部分でのことと、由布市全体のイメージアップとしてのそういう戦略的な市の観光振興、特に振興

を牽引するための予算の見直しなりをこの時期検討する時期に来ているのではないかと思います
が、市長なり副市長、どうのお考えでしょう。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 基本的には入湯税、温泉ということによって観光地が活かされている
ということはございますが、確かに議員御指摘のとおり、湯平のほうも泉質はいいんですが、温
泉の量が多くないということで、やっぱり温泉審議会のほうから温泉掘削をここはできませんよ
というような温泉保護区域というものをしかれておまして、その中で昔はそれぞれの旅館が源
泉を持っている人がそれを放棄しまして、今集中管理方式をとっているところがございます。や
っぱり温泉保護という観点から、当然我々の旅館経営者とかそれからそういった人もみんな協力
して、どうやってそれを守っていくかというやっぱり仕組みをつくるのと同時に、やはりそうい
ったことに対する県等のアドバイスをいただきながら守っていくという仕組みは不可欠だと思
います。確かに、由布院温泉につきましても、大変たくさん旅館がふえましたし、かなりいろん
なところで掘削が進められております。これに関してやはり温泉審議会とかそういったところ
ちっと御相談しながら、やはり温泉の量は変わらないけど温度が下がったのかとか、そうい
ったこともしっかり調査しながら、今後の湯布院の開発のあり方についてもきちっと検討すると。
そういった作業の中で初めて由布院温泉、それから湯平温泉、その他の温泉も継続的なサステ
ナブルな仕組みがつけられると。そういった面では、当然今後検討していきたいというふう
に考えております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと突っ込んだ質問をしたいんですけど、今現在、これは副市長難しいので税
務課長にお尋ねしたいんですけど、特別徴収義務者が何件あるのか。それをいわゆる分類する
中で旅館、宿泊施設と保養所みたいなものが分類して分けられるのか、分けて答えられる
のか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長でございます。今、資料的にはその分類したものは持
っておりませんが、全体で210件が対象件数ということでございます。特別徴収義務者という
表現をされましたけども、実際は全員が経営者全体が特別徴収者であるというふう
に認識しておるんですけども、中には実際の入湯税を持ってくる方がございます。そ
ういうもろもろもすべてカウントすれば、特別義務者であるかなというふう
に理解しております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 資料がないということですので、また後日で結構
ですので、ま

たはっきりした資料があればいただきたいと思います。

それと、今入湯税は全国的に平均入湯税額というのが150円が大体全国的な平均なんです、ほかの税は大体100円以下切り捨てなんです、入湯税に関しては1円まで取るという部分ではちょっと特異な税と思います。幅も今20円から高い所は210円ぐらいあります。その中でも1万円以上、1万円から4,000円、4,000円以下というような区分をされておりますが、そういう部分の見直しを検討したことはないのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長でございます。それは合併後の話ということで理解していいのでしょうか。

○議員（10番 太田 正美君） はい。

○税務課長（飯倉 敏雄君） そういう話は私は一度も聞いたことがございませぬし、私はことしの4月から税務課長になったんで、そういう引き継ぎもされておられませんので、そういう税についての検討は私になってはしてございませぬが、標準税率が今150円でございます。由布市の場合は、宿泊の4,000円以下については100円だと、4,100円以上については150円だと、それと宿泊を伴わないものにつきましては、400円以上のものについては70円だというふうにしております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 今その何でそう言うか、いわゆる由布市になってから入湯税が落ち込んでいる、その対策として一部に考えないのかという、そういう、だからあなた去年なったから関係ないちゅうんじゃないんで、由布市としてそういうことも考えていかなければいけないんじゃないかという趣旨なんです、結構です。

次に、最後、国体が大成功で終わられたということで、皆さんが、ある意味では万々歳ということだったんですが、これだけのお金をかけて、果たして市民にそれだけで済むのかというようなことから、ちょっとお尋ねしたいんですが、国体終了後もスポーツセンターの利用率が非常に上がっているというようなことをお聞きしております。前回の質問のときには、市長は、この施設は国体終了後もう民営の力を利用して、ある意味では指定管理者に出すというようなお答えをいただいておりますが、先ほどの教育長の話ではちょっとニュアンスが違って、今後も一体的にあの施設を管理運営したいというようなお答えに聞こえたんですが、その辺、まあ国体が終わった後で、人工芝グラウンドができたことで、その辺の考え方に若干の変化が出てきたのかなというのを、私はある意味では期待しているんですが、どうなんでしょう。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 基本的には、由布市がそういう施設を持って経営するというのは非常に

難しいんじゃないかという私は認識を持っています。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） これは、よく考えてほしいのが、ある意味では今利用されている方は市外の方が大部分であります。宿泊施設と一体型というので、当然県外なりから来て合宿なりをすることで利用していることが多いと思うんですけど、じゃあ市民に対しての利用というのを考えたときに、果たしてそれが民間にそれを移したときに、そういうことができるのかというのが私はちょっと疑問に思っているわけです。やはりこういう施設は、ある意味ではお荷物ではなくて、やはり市が磨いてやったら、一生懸命やっぱり由布市の宝として育てていく必要があるんじゃないかと考えるんですが、市長、その辺はもう、再度聞きますがどうでしょう。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 議員おっしゃるように、私もやっぱりそういう施設として、市民がいつもフル活動で使っていただいて、そしてスポーツの向上、体力の向上、健康の向上と、そういうことに使用できるということは一番私の望むところでありまして、そういうことになれば、私はそれはそれで十分機能を発揮できると思うんですけども、今、それから今までの現状、これからのことを考えたときに、基本的にはそういうことを市が持って運営していくというのは難しいという認識でありまして、今後そういういろんな形で、これが可能ということになれば、それはその時点で十分考えていきたいと思いますが、現時点では難しいんじゃないかなという認識であります。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ちょっとその辺では期待外れな答えなんですけど、由布市の隣に別府市にアジア太平洋大学というのがありますが、その大学はもう、まだ歴史は浅いんですが、ラグビー部もあるわけです。まだ創部3年目ぐらいで九州のリーグで、3部リーグですね、それがことし2部リーグに昇格したわけです。そういう意味では、優秀なやっぱり指導者が環境の恵まれた中でそういうふうにするによって急成長をしていくというようなことがあるんじゃないかと。ちょっとこれは論点から外れるかもしれませんが、由布市唯一の高校であります由布高校にもラグビー部があるんです。大概1回戦か2回戦で負けてるわけです。ところが、今回新生の由布高校となって中高一貫が導入されると、中学、高校というふうにスポーツ振興の面でもある意味では6年間その指導者がかかわれる、6年間という、ある意味ではうらやましいような時間を持てるようになると、そうすると、その中でせっかく由布市の中にこんなすばらしいグラウンドがある中で、やはり郷土芸能部だけではなく、またもう一つの特色のある高校をつくるためにも、市がラグビー強化指定高にするようなお考えはないか、そのラグビー強化指定高にするのにお金を使うのではなくて、ある意味ではグラウンドを優先的に使えるような仕組みができな

いかという、そのことによって、いわゆる由布市民に少しでも還元できるのではないかと私は考えるんですが、市長、いかがですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 思いはよくわかりますし、これはそういうふうな状況が生まれるとすれば、私は歓迎すべきことであると。由布高校をやっぱり心身ともに、学力とか体力とか、体力といますか、部活とかそういうことで、やっぱり由布高校の生徒たちがプライドを持って学校に通えるような、そういう形をつくり上げていくということは、私は大変大事なことだと思っています。そういうことで、野球もありますし、ラグビーもありますし、いろんな部活動もあります。それを3年間ではなくて、一貫教育としてそういうことも考えられると思います。そういうときの施設利用については、またそれなりに市としては考えていきたいと思ひますし、一貫教育の中でそういういろんな面の補助的なものは、由布市もしっかり取り組んでいくというふうにしております。だから、スポーツに限らずそのことについてはやっていきたいと思ひます。ただ、スポーツセンターを利用してどんどんやるということについては、この辺についてはもっと私自身も研究をしてみたいというふうには考えています。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 当然そのラグビー1校したから強くなるというわけではなくて、当然対戦相手が必要になるわけです。そうすると、そこで由布市の子は宿泊はしなくても、いわゆる対戦相手となる、いわゆる他校の生徒、やはりスポーツ合宿をすることによって、長期にやはりスポーツセンターを利用することが可能になると。その中で、やはり知名度としてのスポーツセンターが上がってくるという意味では、非常に、観光だけではなくてやはり由布市のブランドというか、そういうものを上げる大きな効果があるのではないかと思います。それで、ちょっと国体推進課長が、スポーツセンターのことを聞いていいんかな、わからんな。（「生涯学習」と呼ぶ者あり）生涯学習、現在の国体終了後どういうふうなオファーというか、があるのかをお尋ねしたいんですが、利用状況。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 生涯学習課長です。10番議員にお答えをいたします。

人口芝競技場ができて、国体の前から非常に芝の状況、施設の状況等がすばらしいということで、国体期間中にもそういう、大変立派な施設だという評価もいただいております。そういう中で、国体の前から各高校のラグビーの各高校が、宿泊を含めてのもの、それから施設のみのもので大変多くなってきております。先ほど言いましたように、教育長の答弁がありましたように、ことしの4月以降では約6,000名以上のラグビーの関係の高校が今ここで利用をしております。今後は、まあ今後と言いますか、人口芝でラグビーだけでなく、そういう立派な施設で

ありますから、サッカーもできないかという、国体の前からそういう声が上がってきております。早速そういう声がありますから、先般の議会の皆さんの御承認をいただきまして、サッカー用のゴールを購入いたしております。今後はそういうラグビーとサッカー両面で推進をしていきたいと思っておりますし、そういうことで、ラグビーにかかわらずサッカーのほうの今予約もたくさん入っているような状況でございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 6,000人というのが、過去の推移と比べてどういう変化があるかというのはちょっとわからないんですが、今現在スポーツセンターの上に泉源がありますね、温泉をつかれて、それが利用されているのかどうかをお尋ねしたいんですが。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 泉源がスポーツセンターにということでしょうか。

○議員（10番 太田 正美君） はい。

○生涯学習課長（二宮 正男君） まだそれはスポーツセンターには利用しておりません。

○議員（10番 太田 正美君） 最後です。使える可能性はあるんですか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） はい、使える可能性はあります。

○議員（10番 太田 正美君） 時間が来ました。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、10番、太田正美君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

工藤議員から、所要のため11時より早退届が出ておりますので、許可をいたしました。

次に、23番、山村博司君の質問を許します。山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 皆さん、おはようございます。まず、質問に入ります前に一言申し上げます。ことしの県内における明るいニュースとして、去る9月27日より10月7日まで、大分県内各町村で開催されました二巡目大分国体で2,386.5点を獲得し、見事男女総合優勝を飾った大分県チームの検討を讃えたいと思います。また、当由布市でもゴルフ、アーチェリー、ライフル射撃、柔剣道、ラグビーフットボールの5競技が開催されましたし、これらの競

技に対して市長の報告にもありましたように、由布市民の奉仕と接客のよさで多くの他県チームの方々や応援の方々にお褒めの言葉をいただいたことは、我々由布市民にとってまことに喜ばしいことであります。

それでは、早速ですが、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして3件一般質問をいたしますので、執行部の簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

まず1点目、耕作放棄地全体調査と活用について、2点目、各種イベントの対応について、3点目、監査機能の充実強化についての3件について質問をいたします。

まず1点目の耕作放棄地全体調査と活用について、農地は農業生産にとって基礎的な資源であり、国民に対する食料の安定供給にとって重要な基盤であることから、その有効利用を図ることが必要であります。しかし、近年農業者の減少、高齢化の進行等により耕作放棄地は年々増加しております。国民への食料の安定供給等の観点から、その解消を図ることが大きな課題となっております。そこで、国が耕作放棄地の現状を把握して解消を図るため、耕作放棄地全体調査を実施すると聞いております。この調査の内容についてお尋ねをいたします。調査の目的と期間、時期はいつなのか、2点目、集計はどうするのか、3点目、農業委員はどうかかわっているのか、4点目、この調査に対する調査費用はどれくらいかかるのか、5点目、今後この調査を市の農業振興にどう活用していくのかについてお尋ねをいたします。

2点目について、各種イベントの対応についてお尋ねをいたします。

由布市も合併して早いもので4年目に入りました。また、市内の各地域において、まちづくりや振興のため多くのイベントが開催をされております。また、我々観光経済部門でも、より積極的に行事が実施されており、喜ばしいことと思っております。ただ、市での大きな行事だけでも13ぐらい開催されていますが、担当課も大変と思っております。私も職員時代、そういう現業下の経験をしておりますので、十分よくわかっております。

そこで、最近目につくことがあります。中にはOBだからというような声もありますが、一つのけじめとして私は申し上げますので、お許しを願いたいと思います。事務的なおくれが余りにも多過ぎると思います。1点目は、牛喰い絶叫大会、これは10月13日月曜、湯布院で行われました。それから、2点目は、神楽大会、ふるさと祭り、これが11月3日、庄内で行われました。それから、3点目は、きちょくれ祭り、11月8日から9日の2日間、挾間町で行われました。4点目については、大分県農業祭第69回畜産共進会が10月25、26日、2日間、別府市で行われました。これらの行事で、私は本当に情けないと思ったのは、牛喰い絶叫大会に、私は同僚議員から聞いておりましたので、観光経済は案内がありますということを知っておりましたので、私は参加をいたしました。しかしながら、その事務局が市役所ではありませんでしたが、案内が13日開催なのに2日後、10月15日に案内が来ました。これは、後からまた申し上げ

ますが、本当にこういうことは残念でなりません。それから、神楽大会、これは当たり前どおり10月10日に、起案してすぐ出して、私の所に早く順調に来ました。それから、きちよくれ祭り、これが8、9の開催でありながら、11月6日の日に、2日前に文書が来ました。そういうことで、それから県の農業祭であります、これは昨年まではこのすべての行事について担当課が早目に案内を出しておりました。そして、その中で畜産共進会も、これも昨年は農政課のほうだったと思うんですが、県が事務局ですが、丁寧な案内がありまして、ことしは私、去年は行けなかったんですが、ことしは参加しまして、畜産農家を激励をいたしました。そういうことで、行事がいろいろあるわけですけれども、やはり議員は行事が早目にわからないと非常に困るわけです。そういうことを考えて、私はここに書いてありますが、開催の10日ぐらい前には文書が届くようにやはりしていただきたい。

私の経験から文書を、起案者が起案して、それから係長、課長補佐、課長の決裁を得て、それから部長の決裁を得て、三役の決裁を得て、最後に市長の決裁を得てから発送すると私は思うんですが、それが話しを聞いてみると、課長が権限で、部長は知らないというような話もうかがっております。そういうことでは、やはり各課の課長はもとより、部長もそういう把握をして、落ちないように気配りをするのが本当の仕事ではないでしょうか、私はそう思います。そういうことで、文書の基準をやはり最低でも、総務のほうに文書規定というのがあると思いますが、最低でも10日ぐらい前には該当者の所に案内文が届くようにしないと、2日前とか2日おくれとかいうような文書の出し方では、余りにも議員を無視しておるんじゃないかと、まあちょっときつい言葉かもしれませんが、反省の意味を兼ねて、ぜひともそういうおくれのないようにしていただきたいと思ひますし、議員それぞれ各4委員会ありますが、予定をしておりますので困ると思ひます。まあ議員だけじゃなくて、そういう該当した人は大変な迷惑をかけると思ひますので、そういう気配りを十分して、これは当たり前のことですから、当たり前のことを守っていただきたいと思ひます。

それから、3点目でございますが、監査機能の充実強化について、由布市においては決算の状況を見ますと、一般会計では歳入総額が156億6,000万円、歳出総額が150億5,000万円、特別会計では、7会計で約127億円ぐらいとなっております。私が申し上げたいことは、現在議会事務局が5名職員がおりますが、局長並びにほかの職員が監査事務局と兼務ということになっております。こういうことで、やはり会計の書類の精査ができるんだろうかと私は不思議でたまりません。

そういうことで、かねてから不安を思っておりましたが、このたびいい機会がありましたので調べてみました。そうしますと、監査委員さんが、代表監査委員さんと議会選出の監査委員さん、2名おります。調べてみますと、監査委員さんも大変、35日間にわたって、研修は除いて、定

期監査から月例監査、すべての監査を行っております。そういう忙しい中でありまして、監査事務局長と監査のあれが兼務ということでは、私は余りにもこの予算の概況を見たときに情けないと思っております。そういうことを見まして、豊後大野市、それから竹田市、それから国東市、そういう所を調べてみました。最低でも3名は配置をしております。今度条例で2名設置しますよという議案が提出されております。

そういうことではありますが、私は以前発生しました事故につきましても、監査事務局がびっちりとしておれば指摘して、そういうような事故の防止ができたんじゃないかなど、私はそう思っております。市民に公正で合理的な市の行政運営を提供する上で、監査業務というのは私は極めて大切な業務であろうと思っております。私は要望として、監査事務局、議会事務局の局長の兼務を解いて、新設に3名の職員ぐらいはぜひとも新設をお願いしたいと思います。

また後、質問は自席のほうからいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、23番、山村博司議員の御質問にお答えします。

1点目の耕作放棄地全体調査と活用に関する御質問にお答えをいたします。

耕作放棄地全体調査につきましては、国の方針に沿って現在進めているところでございますが、高齢化や農業者の減少等によりまして、年々増加する耕作放棄地を1筆ごとに把握して、その解消を行い、有効活用することにより、食料の安定供給の確保を図ることを目的に実施をしております。この調査につきましては、昨年度より1筆ごとの実態調査を開始し、現在1次調査が終わっているところであります。この調査の結果、山林化しており、農地への復元が困難と判断された農地について、それを非農地とするのか、あるいは復旧して農地として残すのか、そのことについて判断を現在農業委員会に依頼をしているところであります。農業委員会のかかわりにつきましては、農業委員の立ち会いにより意見を求めながら、現地調査を行っているところであり、調査費用につきましては、その農業委員の出勤に係る手当が主な経費となっております。

次に、今後この調査結果を市の農業振興にどのように活用していくのかということでございますが、まず復旧が可能な耕作放棄地を有効利用できる農地に解消していくことが先決であると思っております。関係機関や関係団体で構成する耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、解消策や活用方法について協議検討していく予定にしておりますが、既存の中山間地域直接支払い制度や農地・水・環境保全対策事業の有効活用、新規の基盤整備事業の導入、さらには企業参入を含めた新規就農者のあっせんなど、ソフト、ハード両面から施策を検討してまいりたいと考えております。なお、調査内容につきましては、農業委員会より御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の各種イベントの対応についての御質問でございますが、各種イベントにつきましては、各地域が地域の祭りとして長年の歴史の中で醸成され、今日まで続いてきたことを認識

しております。しかし、近年の高齢化や若者不足の折、市としても継続して地域を守りたいという多くの市民の声により、補助金を含めでき得る限りの支援をしているところであり、御理解をいただきたいと思っております。特に、案内文書の件につきましては、担当課から御説明をさせます。

次に、3点目、監査機能の充実についてお答えいたします。

監査につきましては、監査委員の独立性を強化するなど、抜本的に改革する方向が強まっていることも事実であり、本市におきましては、現在監査事務局は議会事務局と併設となっておりますことから、以前より監査事務局を独立させ、充実を図ってほしいとの要望を受けていたところでございます。今定例会におきまして、監査機能の充実を図るため、由布市職員定数条例の改正を提案しており、現在の議会事務局から監査事務局を分離させ、新たに監査事務局と選挙管理委員会事務局を併設し、両委員会の事務局長は兼務とし、職員3名体制としたいと考えているところであります。

次に、監査での指摘事項に対する対応についてでございますが、月例監査の指摘事項につきましては、その都度報告を受け、随時担当課において改善する事項については改善をいたしております。また、決算監査報告につきましては、市長、副市長、総務部長の3名で報告を受けたところでもあります。指摘事項につきましては、改善を図ることはもとより、その結果の報告についても一層徹底を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、監査事務局の機能強化を考えておりますので、指摘事項の改善結果等について監査委員に報告することを徹底したいと思っております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲斐 裕一君） 農業委員会事務局長でございます。23番、山村議員さんの御質問にお答えいたしたいと思っております。

目的については、耕作放棄地の全体調査の目的については、市長が申し上げたとおりでございます。農業委員会といたしましては、昨年農業振興地域内の調査、本年は農業振興地域外について調査をしているところでございます。ことしにつきましては、9月7日から10月20日まで第1次調査を終えております。この調査といたしまして3項目ありまして、緑、黄色、赤に項目を分けております。緑のほうは直ちに耕作することが可能な土地、黄色につきましては、基盤整備等を行いまして農業利用すべき土地で、それから赤といたしましては、森林原野化している等の農地に復元して利用することが不可能な土地ということで、第1次調査を終えております。

続きまして、第2調査でございますが、この第1次調査で赤と判断された土地につきまして、今後、農地、非農地という分別で調査をしていきたいと思っております。その現地調査につきましては、1次調査では1名の農業委員さんに調査していただきましたが、赤になった場合の調査

といたしましては、農業委員さんの複数によるものということになっておりますので、3名の方
にお願いしたいと思っております。

それから集計でございますが、現時点で第1次調査を終えたところでありますが、先ほど言
いましたように3項目に分けて実施されました集計でございますが、緑に対しまして1,547筆、
地籍として146.8ヘクタール、黄色につきましては1,841筆、171.7ヘクタール、赤
につきましては3,907筆、332.2ヘクタールでございます。この赤の3,907筆と
332.2ヘクタールについて第2次調査を実施していくものでございます。現在、今第2次調
査の事務的作業をしております。1月に入りまして早速第2次調査に入らせてもらいたいと思
っております。集計が終わるのは3月の末ぐらいになろうと思っております。そこで、農業委員会として
は、農業委員会でその判断を、赤の農地、非農地と判断されたものにつきまして、農地につつま
して3月の末の農業委員会で判断、そして議決をして、そして市長に報告をするということにな
っております。市長に報告するのは4月の中旬ぐらいになろうかと思っております。

それから、費用といたしまして、調査費用ですが、50万6,000円を見込んでおります。
これは、農業委員さんの調査の日当でございます。

それから、今後における活用でございますが、先ほど市長が申し上げましたように、耕作放
棄地解消対策協議会を設置いたしまして、耕作放棄地の解消に向け5年間を目途に講じていくよ
うになると思っております。

では、どのようにすればその耕作放棄地の解消がなされるのかといいますと、今考えられてお
りますのは、担い手の借り手による耕作、それから2点目でございますが、企業等の新規参入、
それから3番目といたしまして、畜産農家等による利用ということで、解消対策に向けていき
たいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。23番、山村議員へお答えいたします。

案内文書につきましては、直接担当課からと関係団体から発送する場合とがございます。また、
内容についてはさまざまありますので、決裁時に確認しておりますが、案内する範囲につい
ては特別な基準はなく、前例等を参考にして判断しているところであります。来賓案内の場合や一
般案内の場合もあり、議員全員に案内する文書が常任委員会の委員にだけの案内の場合もあり
ます。いずれにいたしましても、遅配や直前案内があり御迷惑をおかけしましたことは事実であり
ますので、今後このようなことのないよう、当課を初め関係団体に指導を図ってまいります。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） まず、農業委員会の局長さんにお尋ねをいたします。

耕作放棄地全体調査というのは、非常に重要な調査であることは私も認識をしております。市長の説明の中で、私も資料を持っておりますが、内容については十分熟知しておりますが、1点聞きたいのは、耕作の農業振興にどう利用するかという面で、有効利用できる農地とできない農地を調査するわけでありまして。その中で、耕作放棄地解消協議会なるものを立ち上げるということで、これは大変いいことだと思いますが、この対策協議会は、おたくの考えでは、どういう方々をメンバーに入れるのかお尋ねをします。

○議長（三重野精二君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲斐 裕一君） 23番議員さんにお答えいたします。

先ほど市長が言いましたように、各種関係団体と申し上げました、農政課はもちろん、農業委員会ももちろんでございますが、ほかに農協、それから土地改良区がございます。一応今国の方針としてはそこまでを考えておりますが、そのほか各種団体がありますので、その点についてはまた今後協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それから、先ほどの説明では3月末にほとんど、来年の3月末にほとんどまとまって農業委員会にかけて、4月に議会で報告するということですが、調査費用が50万6,000円ということで、費用そのものも金額的にはそう大した金額ではないと思いますが、種類によって3項目に分けると、緑、それから赤、黄色ということで、農地と非農地に分けるということですが、これは農林センサスが5年ごとに行われております。これもありますし、農林省の農政統計情報事務所ですか、あれが出した調査もあります。ありますが、私はこの調査を最重点にやはりしていくべきだと思いますので、とにかく農業委員さんに、国は今から非常に農業委員さんの仕事、業務の内容が複雑になって多くなると、こういう耕作放棄地がふえればふえるほど、国が農業委員さんの役割が重要視されるということで、総務省のほうから、資料読みますと特別に集落支援員というような形で、国がそういう形で農業委員さんの位置づけを重んじていくということ、農業農政の推進協議会の国のほうから全国農業委員会の会合の中で提言されておるということで、非常にいいと思うんですが、集計がおくれる心配はないですか、今聞いたところによりますと、順調にいったるんでしょうか、どうでしょうか、ちょっと私がそここのところがわからんのですが、お尋ねします。

○議長（三重野精二君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲斐 裕一君） 23番議員さんにお答えいたします。

議員さんが指摘のとおりでございます。やはり農業委員さんにかかってくる負担は大きなものがあると思います。そういう中で、やはりいろんな事務を来たしておりますが、できれば今の時

点では少しおくらしているんじゃないかなと思っております。と申しますのも、今事務作業につきまして、ちょっといろんな面で今までチェックが漏れてた点が多いでございます。そういう点をチェックしながらいきますので、先ほど私が言いましたように、第2次調査に入るのは1月中旬ごろになろうかと思っております。そして、できれば今さっき私が申しましたように、3月末には農業委員会の議決をいただいて市長へ報告という、これは守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） それでは、公表を、その結果の公表、それはどのような形で、まあ終わりますよね、集計が終わって、農業委員会のほうで委員さんに、農業委員会の中で資料を渡して公表すると思うんですが、市のほうの農政担当あたりに公表をするんでしょうか、どちらみち議会にかけるということではありますが、4月に市長に諮問するということですが、6月議会にかけて議会のほうには公表するということですね。

○議長（三重野精二君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（甲斐 裕一君） 23番議員さんにお答えいたします。

議会のほうには、市長の報告になると思いますので、議会には別段議題としては、議案としては出しませんが、それで公表は、これをやっていかなければなりませんので、それはいずれかの時期に公表したいと思っております。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 先ほど耕作放棄地解消協議会なるものがありまして、例えばいろいろ新聞やらテレビにも出ております。休耕田に牛を放牧したり市民農園をつくったり、それから交流のふれあい農園をつくったり、いろいろ形が出ております。非常にこの解消というのはほんとに高齢化の中で難しいと思うんですが、やはり由布市は農業については、私は余り進んでないと思いますので、例えば施設園芸とか畜産とかいうのはありますが、施設園芸あたりについても、見ても、非常に他町村から見て私は余り進んでないと思います。

そういうことで、施設園芸あたりをすれば労力もかかる、費用もかかるということで難しい面もありましょうが、その耕作放棄地解消協議会という位置づけを、しっかりした事務局として位置づけを持って、将来の由布市の農政の指針になるような、リーダーシップをとれるような、そういう会にしてもらいたいと思いますし、農業振興というのは、私も経験がありますが、非常に幅が広くて難しいと思っております。大変と思いますけれども、そういう面で、ぜひとも充実した農政を推進するために、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1問目のほうは終わりたいと思ひます。

続きまして、2問目に移らせていただきます。

今、商工観光課長さんから答弁がありました。私は大変言いにくいことを言ったんですが、先ほども言いましたように、だれかが好かんことを言わんとやはり怠慢になるんじゃないかならうかと気がついたから言いました。

私が、私ごとでおかしいんですが、以前、庄内町がイチゴの1億円突破記念大会というのを私が事務局でやった経験があります。県知事さんのなかなか日程がとれなくて、7回も8回も知事さんに交渉に行って、それで準備をするのが1カ月ぐらいかかった経験があります。商工観光課、農政課、非常に行事が多い現業課であります。ほんとに難しいと思いますが、私は先ほど言いましたように、文書がおくれないようにするために、部長はかかわらないというようなことを聞いておりますが、部長もかかわって、それでそういうのを確認する基準たるものを私はつくったほうがいいんじゃないかならうか。例えば湯布院の祭りであれば商工観光課と湯布院出身の議員を招待するんだと。それから、庄内の神楽祭りであれば、商工観光課と——観光経済委員会とそれから地元の庄内町議を案内するんだと。それから、きちよくれ祭りについては、その所属委員会と挾間町の議員さんをするとかいう、そういうびしっとした基準を決めてもらいたいと思うんですが、基準が決まっているんですか。そういう基準がないで、もうぱっと出しているんですか。ちょっとその1点をお尋ねします。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、総務課長でございます。今の御質問につきましては、それぞれの担当課で対応するというので、総務課としての基準等は持っておりません。御提案によりまして、そこら辺の、総務として今後しっかり実情を確かめて、御提案のような方向でしていきたいというふうに思っています。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） 今、総務課長の前向きな意見を聞きました。ぜひともそういう事故が、私はおとなしいほうですから黙っていたんですけど、今回、どうしても議会で言わんと腹がおさまらるので、皆さん方は、相手が逆の立場であったらどう思いますか。ほんとに腹立つと思いますよ。私は、議会を代表して好かんことを言いました。そういうことでありますので、総務課、各課連携をとりまして、スムーズな文書の作成をして、相手方に落ちのないような案内をお願いしたいと思います。

以上で2問を終わります。

続きまして、3問目でございますが、監査事務局の関係ですが、先ほど私が申し上げましたが、資料によりまして、35日間監査委員が出て監査をされるということで、大変な業務と思っております。

今この中で、市長の報告では、条例であり2名ということで、その中で監査事務局を設置する

が、選挙管理委員会と兼務をするという形でございます。それは結構でございますが、私がなぜ3名にこだわるかといいますと、ほかの国東とか豊後大野とか竹田とか見ても、財政規模がほとんど由布市と似通ったような行政ではないかと思っております。そういうことを考えて、最低でも私は3名ということでお願いをしたわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、1点だけお尋ねをします。

代表監査委員さんにお尋ねしますが、監査委員さんは大変経験豊富な方であると認識しておりますが、監査委員さんの御意見で、何人が適当と思えますか。市のほうは財政が厳しいので締めおると思いますが、どうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員の佐藤です。ただいまの御質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、市のほうのいろいろの体制、職員の職務能力、そういうことからいたしましても、何名ということは私からお答えすることはできません。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○議員（23番 山村 博司君） はい、わかりました。先ほど答弁で大体わかりましたが、監査事務局を設置するようになって、職員を配置するようになったという、前向きになったことを十分理解して、今後は市政が健全に、汚れのない、ほんとにきれいな市政、クリーンな市政になって、由布市が発展していくことを御祈念申し上げまして、この辺で終わります。ちょっと早いようですけど、質問を切り上げました。

○議長（三重野精二君） 以上で、23番、山村博司君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時とします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、4番、新井一徳君の質問を許します。新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 4番、新井です。皆さん、様お疲れさまです。質問に入る前に、ちょっと訂正があります。防災対策の2番目の「岸壁」の字が間違っております。岩が正しいようでありまして、この岸は海に面した岸壁で、由布市には海に面したところはありませんので、ちょっと訂正してもらいたいと思っておりますし、この岩壁というのは、がけといってもいいようなところがあります。がけと言えば、この夏には「崖の上のポニョ」の映画が上映されましたが、私も最近ちょっと太りまして丸くなったものですから、周りから庄内町のローソンの上のポニョと

も言われております。ダイエットしたいと思いますので、じゃいきます。

由布市が誕生しましてはや3年過ぎました。いよいよ来年は市長選挙、市議会議員の選挙の年でもあります。それで、そろそろ一般質問をするわけではありませんが、約1年ぶりの質問でありますので、少し緊張もしていますが、ただいま議長から許可を得ましたので、早速質問に入らせていただきます。

まず、ここ数年、地球温暖化の影響と言われている世界的な大気の異常現象により、記録的な大雨被害が相次ぎ、各地で河川の反乱やがけ崩れ、山崩れ、それに家屋の倒壊など大きな被害を受けております。由布市においても、昨年の8月の台風では、湯布院地域での大変大きな被害を思い出されます。日本列島は地震列島でもあり、自然災害を未然に防ぐには限界があることも事実であります。

由布市においても災害への備えや対応などが協議検討されているところでありますが、それでは、防災対策についてのからの1番目、由布市には数多くのため池が存在しているとお聞きしています。現在、農業用水ため池、防火用ため池、雨水調整用ため池といろいろな用途があると思いますが、大分県の緊急点検の結果はどのようなになったのでしょうか。

そこで、第1に、由布市内のため池数、ため池の利用価値の昨今をお尋ねいたします。

第2に、ため池の整備状況をお尋ねいたします。

第3に、現在、使用・利用していないため池の状況をお聞きしたいと思います。

第4に、今後の整備計画はどのように考えているのか。ため池災害を回避するための施策はどのようなものか、お聞かせをいただきたいと思います。

防災対策の2番目ではありますが、市道小野屋原口線の岩壁解消への対応策はどのように考えているのかであります。この箇所は平成17年の3町合併前に、拡幅改修並びに岩壁の解消のための請願を提出、町議会で採択され、現在は由布市の過疎地域自立促進計画の事業にもものせていただいておりますが、計画自体がかなりおくれできております。普通の生活道路と違いまして、だれが見ても危険ながけであります。未然に崩落災害が起きないうちに測量設計、工事着工すべきと思われますが、見解をお聞きしたいと思います。

次に、大きな2点目で、総合型地域スポーツクラブ育成推進事業について。

平成16年度から文部科学省より、総合型スポーツクラブ育成推進事業が、財団法人日本体育協会に委託されたそうですが、この事業は、子どもから高齢者まで、だれもがいつでも参加できる総合型地域スポーツクラブを育成することにより、地域住民による自主的・自発的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進するとともに、生涯スポーツ社会の実現を図るために行われる事業です。

大分県内でも順次設立されていて、ないのは中津市、杵築市、臼杵市が育成指定地域になって

います。日出町と姫島村、そしてこの由布市の3つが特別育成支援地域となっているそうです。今後設立を図っていくべきと考えますが、見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 4番、新井議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の防災対策についてお答えいたします。

ため池に関する御質問でございますが、由布市内のため池数は、現在、由布市ため池台帳に総数として58カ所登録されております。内訳は、湯布院地域1カ所、庄内地域27カ所、挾間地域30カ所となっております。

利用状況としましては、大半が農業用水利でございまして、防火用水としての機能や雨水の調整機能としての役割も担っており、各地域においてそれぞれ管理されております。

ため池の整備状況につきましては、平成20年度までに13カ所改修され、整備率は22.4%であります。

一方、17年から18年の2カ年で、県が緊急点検を実施し現地調査を行った結果、緊急度の高いAランクのため池は挾間地域15カ所、庄内5カ所の合計20カ所となっております。

この調査をもとに、漏水等の構造的危険度や下流域の人家などの影響度を考慮し、緊急度の高いため池については早期整備を検討したいと考えております。しかしながら、実施に当たっては高額な受益者負担が伴うため、地元管理者と十分協議の上、対応したいと考えております。

また、現在、使用・利用されていないため池の状況につきましては、近年の水田の作付面積の減少などから、ため池の使用水量の減少と受益戸数の減少により日常管理ができず、支障を来しているため池が市内にも数カ所見られるようになりました。

このような管理のできないため池は、豪雨時の洪水調整機能も低下し、災害の要因となる危険性があります。下流域に人家があり、人命等に甚大な被害が予想されるため池については、県の危険ため池緊急整備事業により、堤体の開削、埋め立て、代替水路の設置等の整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、市道小野屋原口線の岩壁解消の対応策につきましてお答えをいたします。

市道小野屋原口線は、延長1,072メートル、改良済み箇所は終点側約360メートルとなっており、御指摘の岩壁部分につきましては、未改良区間でございます。本路線は、小野屋駅で乗降する通勤者・通学者が朝夕利用する重要な路線でありまして、路線内には老朽化した新龍橋も含まれており、橋のかけかえも踏まえ、未改良区間全体の整備が必要であると考えております。効率的な工法の検討を行い、改良に向けて考えてまいりたいと思ひます。

私からは以上であります。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 新井議員の御質問にお答えをいたします。

総合型地域スポーツクラブ設立についての現状と今後の見通しということでございますが、合併前に庄内町で取り組みを計画しましたが、設立に至らなかった経緯があり、合併後は湯布院地域では昨年度より検討委員会、そして本年度は準備委員会を開催してこれを続けているところで

す。

庄内地域では、今年度より検討委員会の開催、そして挾間地域では来年度より検討委員会を立ち上げを予定しており、それぞれの地域で総合型地域スポーツクラブの設立に向けて取り組んでいるところです。

議員御存じのように、スポーツは人生や暮らし、生活をより豊かに充実したものをしていくためには欠くことのできない文化的価値を有していると思っております。この総合型地域スポーツクラブは、年齢、男女を問わず、いつでもどこでも、だれでもいつまでもスポーツに親しむといえることができるクラブです。しかし、現状では少子化等に伴い、各学校単位でチームを結成することが難しくなっていることや、部活動に所属していない中学生、高校生にはスポーツをする機会が限られているということや、種目、世代で構成された地域のグループやチームの多くはメンバーが固定化し、またあわせて高齢化が進んでいる状況の中で、必ずしも地域住民が気楽にスポーツ活動を楽しめる環境にはなっていないと思われま

す。

そういう意味からいっても、由布市としても、地域コミュニティー機能の再構築や健康保持・増進、体力向上、地域におけるスポーツ振興が図られることにより、今後は市民への説明会、広報活動、イベント等を行いながら、多くの方がスポーツを楽しむ環境づくりとしてこの総合型地域スポーツクラブの設立を推進していきたいと考えています。

以上です。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） ありがとうございます。

それでは、まず総合型地域スポーツクラブの育成推進事業について再質問させていただきます。

ただいま湯布院が昨年からと、そして今ことし設立準備中と、庄内がことしから、挾間は来年ということでありませうけれども、準備中ということですので、担当課長にお伺いしますけれど、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思

います。

1点は、文部科学省からの委託事業ということなので、恐らく補助金が出ると思われませうけれども、具体的にはどういったことで出るのか。金額的にも上限があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 生涯学習課長です。4番議員にお答えをいたします。

クラブ設立後の補助金のことでございますが、県補助金として20万円が設立後2年間出るということになっております。それから、その他といたしましては、サッカーくじのほうで、全体予算の中で5分の1が、市が出せば、5分の4をサッカーくじのほうで支払い、補助、助成ができる、そういうふうになっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 県の補助金が設立準備のために20万円出すということですね。準備期間中に出すということですか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 設立をされた後に2年間出るということです。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） よその町を見ると、全体事業として300万円とか500万円とか、多いところは1,000万円近く、1,000万円以上のところも、そういった事業によっては内容で、全体ですよ、補助ではなくて全体でそういった計画を実施しているところもあるんですけど、そういった金額的にはどのような形なんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 生涯学習課長です。4番議員にお答えします。

今申し上げました金額は、県から出るとサッカーくじから出る直接の補助金、助成金でございます。今議員が言われたものについては、そういうスポーツクラブを設立をした後に、何かそのクラブで事業をした場合に、それについて事業の規模に応じてのそういう補助制度というのがあるように聞いております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） だからその規模というのが全体的によくわからないんです。だから300万円できるところもあれば1,500万円、近所もらっているところもあるんで、もらえるんじゃない、やっぱり事業ですから受益者負担とか会費をもらったりやると思うんですけども、県の補助金、大分県の体育協会ですか、それとも大分県から出るんですか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 生涯学習課長です。今、聞いているのは、県の補助金として設立後2年間20万円出るということは聞いております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 準備中ということで、全体的にまだヒアリング等があるとは思いますが、2点目として、現在旧3町に体育協会がありますよね。その体育協会との調整が必要となってくると思うんですけども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 4番議員にお答えをします。

このスポーツクラブは、あくまでもそこに住んでいる市民の方の総意によりまして設立をするクラブでありまして、そういう体育協会、そういう方もその中に一員に入って設立に向けた準備の中には入っていただくようにはなろうかと思いますが、あくまでもそういう関係者が集まっていたら、市民の方で設立をするというものでございまして、仮に設立をした場合は、そのクラブの中でクラブマネージャー的な人が多分おられるようになると思いますから、その方が中心になってやっていくようなクラブになっております。体協の方については、何かクラブで事業をする場合はその方が指導者としてのかかわりになっていくのではなかろうかなと、そういうふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 一例として、今教育長もさっきの答弁でありましたように、中学校あたりが少子化によって部活が運営できないというか、先生も減ってその指導もできないというような形で、だんだん部活も減ってきているように思います。

これこういった地域で皆さんがスポーツできるというようなことになれば、学校施設とかいろんな形で使って、用具とか修理とか、新品の器具とかを購入できると思います。そういった形で、先ほど午前中太田議員もちょっと触れましたけれども、3中学校間で、学校では例えば陸上部、休日には逆にラグビーをしたいとか、そういった形で、固定的にスポーツを楽しむんじゃなくて、多種目にわたってそういったクラブとして自分の逆に好きな、中学校にない部活動とかができると思うんですけど、そういったもの、私はこれをぜひとも進めてやっていきたいと思うんですけども、教育長、どきように考えていますか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えいたします。

御指摘のように、中学校も部活が段々と指導者を含めて、部員数の、生徒数の問題もありますが、やや沈滞ぎみです。そういうことからいって、この総合型地域スポーツクラブは2つの面があると思います。1つは、スポーツに親しんでない人を気楽にスポーツに親しんでいただく。年齢を問わず。その面が1つです。それからもう一つは、競技のわざとといいますか、そういったのを高めるための面もあろうかと思えます。

とりあえずは最初に言ったほうが手っ取り早いといいますか、まずとりかかるのにいいのでは

ないかと思っっているところですし、将来的には、今言われたように、1つの種目をただずっとやるということも意味がありますが、多種目やることによって運動機能をより高めていくという効果もありますから、将来的にはいいのではないかと思っっています。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） いみじくもきのう溝口泰章議員も言いましたように、サッカーのゴールポストとかを、先ほども言いましたけど、こういったクラブ運営で用具、施設ですね。そういったものを購入したりすれば、かなり皆さんが使っただいて、その立派な施設を有効に活用できるんではないかと思っいます。

もう一点は、私合併して一番最初の議会でも一般質問で、スポーツエキスパート事業というので、指導者、指導者もこれで育成できるんです。そのときも言いましたけれども、学校に専門の先生がいないと。だから外部からそういった指導者を雇ってきて、そういった指導者を生かしながら、それで先輩、後輩、そういった形で地域の人も一緒になってそういったクラブ活動を応援していただければ一番大事であろうかと思っいますけど、やはり中学生、高校生というのは指導者に恵まれるか恵まれないかなんです。ことし北京オリンピックに由布市出身の中西麻耶さんがパラリンピックに出て、世界のアスリートとして頑張っただきましたけれども、彼女もテニスを通じて、テニスが好きであったんですけど、事故で右足を失い、障がい者になり、テニスを続けていたんですけど、ある意味でほかの競技者に出会って、こういった障がい者の中に陸上もしたらどうかということ走ったわけですけども、走れば走るほどもう日本記録を更新するというようなすばらしい記録を出していただきました。その辺で、スポーツ指導者をぜひとも私は育てていきたいと思っっておりますけれども、その辺、教育長、どうですか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えいたします。

もう御指摘のとおりでありまして、特にスポーツの結果はもう指導者の熱意と力量といいますか、かかっているんじゃないかと思っいます。目に見えて変わっっていくというのはもう実感できることで、その指導者をどう養成するかということ、非常に難しいわけで、人材を活用していくという面も1つあると思っいます。一昨日ですか、女子駅伝がありましたけど、その中でやはり中高生頑張っしてくれているんですが、例えば4キロを中学生が走らざるを得ない選手層の薄さといっいますか、そういったものもありますし、5キロの花の1区を最高年齢の方が頑張って走っているという姿を見ますと、やはり競技のレベルアップはやっぱり指導者に尽きるかなと思っいますが、指導者の養成あたりというのは非常に難しい面がありますので、人材活用面で人材を発掘しながら、意欲のある方、技術を持たれている方をぜひ活用していきたいなと思っっているところで

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 由布市の体育協会の会長は首藤奉文市長でありますので、そういった由布市の総合的な体育協会の会長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほどから、教育長のほうも答えておりますけれども、ほんとにこれから由布市全体のスポーツレベルアップとかそういうことを考えるときに、指導者は欠かすことができないことでありまして、どのようにして指導者を養成していくかということが一番大事だし、その養成の前に、やっぱり指導者として頑張ろうという、そういうまず気持ちを育てていくことからしなくてはいけないかなというふうに考えております。いい、適当な選手がおったら、いい選手いい指導者になれるというふうに思っていますので、そういうことも考えております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） ぜひともそういったいい指導者に恵まれる環境をつくっていただきたいと思っております。この事業は、今ヒアリング等、県であっているみたいなんで、しっかりそこで勉強していただいて、教育委員会や体育協会と連携を密にとってほしいと思います。

それでは、防災対策についてであります。

由布市内に58カ所あるということで、市長答弁では随時整備をしていきたいということなのでぜひともお願いしたいんですけれども、市内で一番の危険箇所と指摘されたのはどこでありますか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。Aランクの緊急度の高い箇所を1カ所ということで、県のほうから報告を受けておりますが、この分につきましては、県のほうの調査で概要調査の段階の報告ですので、いたずらに下流域の関係人家に不安を与えるというようなことを御心配をされて、公表は現時点では控えてほしいという要請が来ておりますので、公表できる範囲は挟間地域で1カ所というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 公表はできないですか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） この場で公表すると、もう一般市民に公表したというふうになると考えますので、控えさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） じゃ、そのため池の管理者等にはそういったことは知らせてい

るのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 現時点では、連絡をしておりませんし、由布市のほうで緊急度の高いところ5カ所ございますが、その点については再度私どものほうで調査をする予定にしております。その状況次第で下流域の人家あるいはその管理者のほうへ通知するかしないか検討していきたいと思いますが、現時点では管理者の方にも連絡をしておりません。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 公表はできないということでありまして、私が見た範囲でじゃいます。ため池。高崎山のおさるの湯の前にため池があるんですけど、私もちょっと名前がよくわからないんですけど、あそこのおさるの湯には大体年間十四、五万人ほど入湯客というか、温泉に入りに来る方がいるそうなんです。そこで、ほんと私もちょっと二、三度入ったこともあるんですけど、季節のいいところにはそのため池で釣りをしている方も見かけたんです。そこで、ちょっとわきを見てみると、そのため池からの排水の分があるんですけど、その素掘りの穴があるんですけど、その素掘りの穴が市道の下を通っているんです。そういった関係で、あら、これはもしかしたら大雨のときは危険じゃないかなと思ったんですけど、担当課としては把握してないですか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 地域名が特定できないんですが、2日前に同様の内容の連絡が入りましたので、調査に行っております。県のほうと現在その分について検討しておりますが、先ほどの緊急度の高い1カ所にはその分は入っておりませんので、今後調査次第で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 先ほど使用していないところもこれからの防災とか洪水とかのことで一概に廃止とかはできないと。やはりそこら辺の農家の方と相談をしなければならないということでありまして、どっちにしても、利用していても利用していなくても、ため池は一義的に農業施設であります。先ほども市長も言いましたけれども、受益者負担がかかるわけですが、今の農業の情勢では、やはり農家はその負担能力がないということとか、戸数が少ないとか、いろんな形でその事業に取り組みない分もあると思いますけれども、やはりそういった洪水とかの防止、災害防止の一環として、由布市としても公共性の高い防災施設として、公正な助成ができないものか、ごく当たり前のことのパーセントじゃないんですよ。そういったやはり由布市として、そういった防災施設として助成方はできないのか。じゃ、副市長、お願いします。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） ため池についてでございます。ため池というのはほんとに昔の人が農業用のために営々と築いてきたほんとに大切な施設でございましたが、先ほど市長が答弁いたしましたように、最近やっぱり農業、耕作使用が少なくなるという形の中で、あんまり管理されていないため池というのもふえております。

ため池がどうしても危険かといいますと、要するにどうしても水を取るために高い位置に堤をつくっていると。その堤が最近の異常豪雨で洪水吐けから水が吐けずに、上をうち越して堤の決壊に至るとか、もしくは先ほどおっしゃいましたように、通常水を取り入れるところか漏水して、それが堤体を押し流すと。そのときには、極端に言えば、1万トンある水が一気に下流域に流れ出すと、そういう危険性を持っております。

県のほうの調査資料をちょっと見てみたんですが、ため池の危険度判定、これは大雨が降ったときにため池をうち越さずに水が下流に流れるような施設があるのかとか、それから堤体に穴があるのかとか、そういった形で概略判定をしていると。まだボーリング調査等はしてない状態で、危険度が非常に確かめられないということで多分公表は差し控えてくれというふうに言われていると思います。

もう一点は、そのため池が仮に決壊したときに、下流域にどういう影響を及ぼすかと。下流域の人家とか田んぼの広さ、そういったのをもう一点の視点として判定しております。最後の視点は、そのため池が現在どのくらいかんがい用に利用されているか。その利用面のこの3点から一応総合評価という形で出していると思います。

ただ、やっぱり一番気をつけなきゃいけないのは、もし万が一下流にどのような被害があるかということは、これは非常に大切な問題ですので、市としましても関係課、それから県と協議しながら対応策を考えていきたいというふう考えております。

それから、負担金のことですが、これはなるべく、例えばそれが地震地形にあるということであれば若干の補助率の上乗せもございまして、通常の急傾斜の事業とかそういった事業も防災事業ですので、市としても補助率、負担率を軽減するような方法は一応、条例のほうにも何%以内というふうに定められていますので、その辺も検討していきたいというふう考えております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 厳しい財政事情もありますけども、やはり大分県の緊急点検の結果を踏まえて早目に改修をしてほしいわけですけども、どちらにしても、先ほど言ったように公表はできないというようなことでもありますけども、やはり市がため池のその一つ一つ管理者がおると思うんですけども、その実態をやっぱ十分に把握してもらわないと、梅雨の時期とか台風の時期にパトロールの回数とかそういったことが必要だと思うんですけども、もうその辺、課長、どない考えていますか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 先ほどお答えしましたように、緊急度の高い箇所が5カ所ほどあります。この例につきましては、市のほうで独自で、先ほど副市長が答弁しておりますが、ボーリング調査とはいかないまでも、調査をしたいというふうに考えております。ただ、関係者の公表については、その状況に応じてしてきたいというふうに考えております。

それから、先ほど補助率の件もございますが、緊急度の高いものについては防災面で適用というか、事業実施が必要なのかどうかというようなことも、担当課と協議をして対応していきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 追加で説明させていただきます。

今現在、上がっているダムにつきましては、一応、地域防災計画書には記載されております。それで、地域防災計画に記載されているということは、6月、取水期前の防災パトロールのときには基本的には対象になりますので、防災関係の担当ともその辺十分協議して現地のほうに、こういうことで気をつけてくださいという周知を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） ぜひとも管理者には、やはり私は知らせるべきじゃないかなと思うんですよ。そりゃなぜかという、そういった梅雨時期前に、ため池の水位を下げるとかそういったことをしておかないと、やはり雨が降れば危険度は高くなるわけですから、そういった維持管理も必要ですけども、そういった時期のパトロールをして水位を下げるとか、そういった努力はしていただいたほうがいいと私は思っておりますんで、その辺のところ、これからも調整してほしいと思います。

じゃあ次に、小野屋原口線でありますけども、毎年6月1日ですか、防災パトロールをして由布市内を回っていると思いますけども、あそこの箇所が危険度のランクはどうなっていますか、だれか。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 防災安全課長です。新井議員の質問にお答えします。

危険度につきまして、あそこはAランクになっております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 危険度のランクAというのは、高いんですか低いんですか。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 高いほうでございます。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（４番 新井 一徳君） この上がまだあるんですか。

○防災安全課長（佐藤 和明君） いや、それはありません。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（４番 新井 一徳君） 私も、普通の生活道路であれば、こうやって一般質問にやっば取り上げるべきじゃないとは思っていますけども、防災の便から考えて、先ほども言いましたように、何メートルかわかりませんが高いがけがあります。過疎計画自体の計画事業年度が大体19年度から計画されております、この路線が。かなりおくれておるんですけども、この市道は、もともと県道であった路線であって、本当私たちも地元でありながら、いつ、この当時、町道に払い下げになったのかわからない状態でありました。

まあ皆さん、ちょっとわからない方もいると思いますので、この路線が国道210号線のローソンから別府方面へとつながっておりまして、重要な路線で交通量も本当多いわけです。先ほど市長も言いましたように、JRの小野屋駅への通勤・通学、そして東庄内小学校に通う児童の通学路でもあります。

一方、小野屋商店街や大津留地域の方々も、買い物や病院等に通う欠かせない道路でもありますし、想定被害区域内、被害の想定区域内に人家はもう3戸以上もありますし、私は防災の緊急性と重要性を市長も十分知っていただいております。

現地を見ていただければ、市議のどなたが見ても危険性を認めていただけるとは思いますけども、本当市民の生命と財産を守るという観点から、担当課と十分協議をしていただきたいと思いますけども、市長、その辺どうですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） もう議員おっしゃられるとおり、この岩壁といいますか、は大変危険度が高いというふうに私も認識しております。そういう状況でありながら、これまでずっときたということをその町財政とかいろんな状況もございましてきたわけでございますけども、本当にこれは先ほど申しましたように、早急な検討策を考えていく必要があるというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（４番 新井 一徳君） 防災の面から見て、防災安全課長ですか、どのように考えていますか。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 防災安全課長です。危険度高いランクになりますので、私なんかも現地を通ってみるとき、かなり危険というふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（４番 新井 一徳君） これはもう通学路でありますんで、教育次長か学校教育課長いますかね。（発言する者あり）あつ、地元でありますんでよろしくお願ひします。

○議長（三重野精二君） 教育総務課長。

○教育総務課長（河野 眞一君） 教育総務課長の河野でございます。非常にかげが高くて振り返っておりますので、危険だというふうに感じております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○議員（４番 新井 一徳君） もう振り返っているんじゃないかと、こっちのほうにかかってくるんです。

本当、現地見てもらおうとわかりますけど、がけだけじゃなくて、もう上に木が、もうかなり大きくなってしまして、雨だけじゃなくて風が吹いても、もう下の住民が怖いと言っているわけです。

そういった意味で、雨、集中豪雨それだけじゃなくて、最近では、もう暴風雨も吹きますんで、そういった形でぜひとも検討をお願いしたいと思ひますし、私も、そういった意味でそこが急傾斜地の対策事業に当てはめられないかとか、今、農政課のほうで農村総合整備事業を策定してはいますが、そういった形で、そちらの事業のほうがい早いんじゃないかとか、いろんな形で相談をしたんですけども、急傾斜地にしますと、今、今の過疎計画の中では８メートルでいくというような形で、今度は道路の幅がとれないとか、農村総合整備事業を使うと、農村総合整備事業は大体４．５メートル、おおむね５メートル以下の道路というような形で、なかなか財源を確保するところがないと。本当はもう国県で少し補助をもらってやらなければ、かなりの額になると思ひますんで、何度も申し上げますけども市民の生命と財産に。

それと、先ほどから防災安全課長、学校安全課長、まあ言いますように、もう危険度はかなり高いと職員も課長も感じておりますんで、緊急性と重要性を考えていただいて、１日でも早く解決してほしいことをもう本当要望ではありません。もう本当強くお願ひ、お願ひも要望も一緒です。事業を早くやってもらいたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、４番、新井一徳君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は１４時とします。

午後１時４６分休憩

.....

午後２時００分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、2番、高橋義孝君の質問を許します。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それでは、こんにちは。2番、高橋です。さて、42年ぶりに開催された第63回国民体育大会チャレンジ！おおいた国体で、チーム大分は見事に総合優勝を果たし、天皇杯を獲得、あわせて皇后杯も獲得するという栄誉をいただきました。

由布市においても、9月11日に開催された少年ゴルフ競技に始まり、10月7日の少年ラグビー競技終了までの間、市長を初めとして市の職員の方、市民ボランティアの皆様及び関係者の皆様の御尽力により、盛況のうちに大会を無事終了することができたことと存じます。

改めて御尽力をいただきました皆様に心より感謝と敬意を表する次第であります。特に、担当部局として奮闘された国体推進課の職員の方々には、この場をかりてお礼を申し上げたいというふうに存じます。御苦労さまでした。

また、各競技においても感動と興奮をいただきましたが、中でも、ボランティアスタッフとして競技を支えた、由布市内の中学生のさわやかな活躍は忘れることができない思い出として残っております。

執行部の皆様が、ちょうど1順目のとき、多分、中学生や高校生だったんだらうなということに思いをはせるときに、非常に私自身も初めての国体の経験でありましたので、考え深い思いをいたしました。

この国体に、私は市民の熱意・団結力を市民総参加の協働行政につなげていただき、由布市の発展を望むものであります。私も、微力ながら努力してまいりたいと心新たにいたしております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、市民の代表の1人として通告に従い、一般質問をさせていただきます。しばらくの間、おつき合いをいただきまして、後ほど御意見、御批判をいただければ、大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに教育行政についてお伺いいたします。

教育行政の諸問題についてであります。平成18年の教育基本法改正から約2年が経過し、さまざまな法改正が行われ、社会総がかりによる教育改革、教育再生への取り組みがなされているところでございます。そこで、これまでの対応及び取り組み、並びに今後の由布市教育のあり方についてお伺いをいたします。

初めに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に教育委員会の管理及び執行の状況についての点検及び評価・公表が規定をされました。

第27条第1項では、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表

しなければならないと規定し、第2項では、教育委では全校の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされています。今後、どのように実施されるのかお聞かせをください。

次に、文部科学省では、平成20年4月22日に実施した、平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について、平成20年8月29日に各教育委員会、学校等に提供するとともに公表をいたしました。

1点目として、由布市の調査結果はどのような状況であったのでしょうかお聞かせをください。
2点目として、調査結果の公表についてどのようにお考えであるかお聞かせをお願いします。

次に、学校教育法の一部改正により、幼児教育の振興が明確に位置づけられました。現状をどのように分析され、今後、どのように取り組みを行うのかお聞かせをください。

次に、学校教育法の一部改正により、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、幼稚園、小・中学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭という職を置くことができるように規定をされました。

現状はどのような組織運営体制で行われているのかお聞かせをください。あわせて、教育行政や学校の組織運営体制における校長の職務権限、責任とはどのようなものであるのかお伺いをいたします。

次に、中教審が平成20年1月17日に、子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために、学校全体としての取り組みを進めるための方策についてを答申しました。その中には、学校保健委員会が果たす役割の重要性が答申をされています。

そこで、現在、学校において子どもの心身の健康を守り、はぐくむ指導体制がどのような取り組みによって行われているのか、現状をお聞かせください。あわせて、学校保健委員会に関するこれまでの取り組み状況と、今後についてどのようにお考えであるかお聞かせをお願いします。また、健康・保健行政からの取り組み及び教育委員会との連携はどのように図られているのかお聞かせをください。

続きまして、大題目の2番目です。行財政改革について、庄内屋内競技場の指定管理についてお伺いをいたします。

現在、大分県より由布市が指定管理者として管理運営を行っている庄内屋内競技場については、平成18年からの3年契約が来年平成21年の3月で期限を迎えます。庄内屋内競技場のこれまでの経緯と今後の取り扱いについてどのようにお考えであるかお聞かせをお願いします。

最後、福祉行政についてお伺いをいたします。

湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的な医療・保健施設としての存続についてであります。全国の厚生年金病院が、平成20年10月1日に施設の売却・廃止業務として設立された、独立

行政法人、年金・健康保険福祉施設整理機構、RFOといいます、へ移管をされました。政府は、整理機構のもとで病院運営を当面は続け、地元自治体、住民の意見も聞いて、速やかに最終的な病院の処理方法を決めるとしています。

これまで、由布市及び市議会、住民団体等でさまざまな取り組みを行ってきましたが、改めて今後の取り組みが重要であり、方針を左右するということになります。大詰めの重大局面を迎え、今後の対応についてどのようにお考えであるかお聞かせをお願いします。

再質問についてはこの席で行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 2番、高橋義孝議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問の3点目、福祉行政に関しての湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的な医療・保険施設としての存続についてお答えをいたします。

議員御質問のように、全国の厚生年金病院が、本年10月1日に施設の売却・廃止を目的として設立された、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構へ移管されました。

由布市といたしましても、これまでの活動は、平成18年6月、湯布院厚生年金病院の存続について、関係機関や市民の思いが伝わるような形で存続が望ましいと考え、要望書を大分県へ提出したところでございます。

本年3月には、由布市長名で大分県選出国會議員と厚生年金病院が所在する自治体の首長や議会などに対して、公的医療機関としての存続を求める活動の要請をお願いし、4月14日に、私と三重野議長を初め関係自治体や市民団体の代表者などが、全国10カ所ある厚生年金病院の存続要請を、国會議員や厚生労働省へ要請活動を行うとともに、当時の西川京子厚生労働副大臣に直接要望書を提出したところであります。

由布市の取り組みといたしましては、10月に湯布院厚生年金病院は整理機構に移管したばかりであり、まだまだ方向性は不透明なところではありますけれども、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、年金病院は大分県や由布市、そして近隣市町村の地域医療の中心的な病院として、リハビリテーションや介護予防などの分野でもその機能の維持や活用を図り、関係機関や市民の思いが伝わるような形で存続が望ましいと考えております。

私も、大分県市長会会長に大分県市長会としての存続要請活動をお願いしているところであります。市長会長より了解を得ているところでありますので、今後は、その点についても、ともに行動を起こしていく予定にしております。

いずれにいたしましても、今後、整理機構の動向や厚生年金病院が所在する関係自治体との連携を図りながら、あらゆる機会をとらえて湯布院厚生年金病院及び同保養ホームの存続について、

議会の皆様方の御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えているところであります。

私からは以上であります。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。

教育委員会の管理及び執行の点検及び評価についてでございますが、議員御指摘のとおり、法の一部改正によりまして、教育委員会の事務及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することになりましたので、由布市教育委員会としましても、本年度の由布市の教育方針に掲げておる事業の自己点検及び評価について検討を重ね、本年度事業の終了後に結果がまとまり次第、報告書を議会に提出し公表をしたいと考えています。

次に、平成20年度全国学力学習状況調査結果の由布市の状況についてですが、小学校6年の国語と算数の平均正答率は、県や国の平均には及んでいませんが、前年度と比較すると、ともに県平均との差が2から3ポイント縮まりました。

また、国語では、8項目中4項目で県平均を、1項目で全国平均を上回っています。中学校3年の国語と数学では、ともに県平均を上回り、知識力では全国平均を上回ることができています。

次に、調査結果の公表についてですが、この調査は、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育指導や学習状況の改善等に役立てるという目的で行われており、序列化や過度な競争につながらないよう特段の配慮が必要であることから、今のところ公表については考えておりませんが、今後、県や他市町村の動向を見きわめながら、検討してまいりたいと考えています。

次に、幼児教育の現状についてですが、今回、学校教育法に幼稚園教育の振興について新たに位置づけがなされました。これまでも幼稚園では、その教育の目的を実現するための教育を行っており、義務教育等の基礎を培うために幼児の実態に沿った各園での特色ある保育を行い、心身の発達を助長しております。

2年保育の重要性を考えて、2年保育はできていなかった石城、挾間、谷幼稚園は本年度から実施を行い、由布川幼稚園については、唯一2年保育やっていない幼稚園なわけですが、21年度、園舎改築を行い、22年度から4歳児の募集を行う予定にしております。

今後の取り組みについては、園長会及び副園長主任会において、園経営や教育課程の実施等についての指導を行うとともに、情報交換を行う中で共通理解を図り、家庭・地域における幼児期教育の支援にも努めてまいります。

次に、幼稚園・学校の組織運営体制の現状についてですが、現在、幼稚園は、園長、副園長、教諭で、小・中学校は、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員で構成されており、副校長、主幹教諭及び指導教諭の県教委からの配置は今のところありません。

次に、教育行政や学校の組織運営体制における校長の職務権限についてですが、学校教育法に、「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」と明記されています。校長の職務の中核をなす校務をつかさどるといのは、校長が学校の仕事全体を自分の責任として処理することをいいます。教育課程編成等の学校教育の内容に関する事務、教職員の人事管理に関する事務、児童生徒管理に関する事務、学校の施設設備の保安全管理に関する事務、その他学校運営に関する事務が上げられます。また、勤務時間の割り振り等の教育委員会からの内部委任された職務もあります。

次に、学校における子どもの心身の健康を守り、はぐくむ指導体制についてですが、校内においては、各学校健康指導または保健指導担当者を中心に、全員の共通理解をもとに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者、その他関係機関と連携を図りながら、保健指導計画に即して計画的に取り組んでいます。

また、医師、歯科医、薬剤師、PTA、保健師、学校職員、教育委員会職員で組織している由布市学校保健会がありますが、そこで学校保健に関する調査研究を推進し、学校をめぐる諸問題に対応するために、19年度から目的別の専門部会を設置して、協議内容を学校現場に生かす方向で取り組みを進めています。

したがって、本市では、このように市全体で学校保健会と各学校での学校保健安全指導体制によって、各関係機関との連携を図りながら推進していく体制ができておりますので、各学校での学校保健委員会については、今のところ設置していない状況です。

また、健康・保健行政からの取り組みや教育委員会との連携につきましては、前に述べましたように、由布市学校保健会での取り組みの中で連携の充実を図っているところです。

以上です。（発言する者あり）ああ済みません。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） もう1件あります。

庄内屋内競技場の指定管理についてですが、大分県庄内屋内競技場は、県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するという目的で、平成4年に庄内町に建設されました。

施設の管理は庄内町が行っておりますが、合併後の平成18年4月1日より由布市が指定管理者として、平成21年3月31日まで管理をしております。この屋内競技場の主要設備である屋内ライフル射撃場は西日本地域唯一の施設であり、九州大会等の会場にもなっており、御存じのように大分国体のライフル射撃競技の会場となった施設です。

現在、この屋内競技場は県ライフル協会、由布高校ライフル射撃部、ライフルフィールドターゲット協会、卓球クラブ、ソフトテニス部、テニス部が定期的に使用しており、年間4,000名以上の利用があります。しかしながら、特殊な施設であるために用途が限られており、使用料が

思うように伸びていない状況です。

大分県は、平成21年度以降も庄内町総合運動公園に隣接し、スポーツゾーンの一施設として一体的、効率的に運営されていることから、由布市を指定管理者に指定したい旨の通知が来ております。大分県の意向を受けまして、庄内屋内競技場運営管理委員会を開催し、委員さん方の御意見をお聞きし、引き続きの指定管理の御理解をいただいたところです。

由布市としては、県民だけでなく市民も活用しており、由布高校のライフル射撃部はすばらしい成績をおさめております。今後は、市民の皆さんに施設利用を呼びかけ、さらにイベント等にも活用していきながら、県とも十分協議をし、21年度以降も指定管理者をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それでは、まず福祉行政からちょっと再質問をさせてください。

厚生年金病院の公的存続については、由布市議会としても平成17年、新市誕生のその初の議会で議員発議で意見書を提出していただくというふうな経緯で、これまでもさまざまな取り組みを行ってきたところであります。

市長からも先ほど答弁がありましたように、4月には、市長と三重野議長にも御足労をいただいて東京まで上京していただき、政府に公的機関で残せということを要請をさせていただきました。で、これがやはり全国10カ所ある厚生年金病院のそれぞれ問題を抱えた自治体、また職員の方々をかなり勇気づけて、国会、また政府においても波紋が広がり、こういった大事な施設だから、ぜひとも残さなきゃいけないというふうなことを訴えることができました。先ほど、市長からも、市長会、大分県市長会としてもぜひ取り組みをしていきたいというふうな御答弁をいただきまして、大変ありがたく思っています。

実は先週ですか、近隣の別府市議会の議長さん、日田市議会の議長さん、大分市議会の議長さんに、私は会のメンバーの方々とともにお願いに行っていました。その内容はといいますと、やはり大分県全体のリハビリテーションの中核施設でもあるので、これは由布市だけの問題じゃなく、近隣の方々もぜひこれを公的として残していただけないかという意見書を上げてほしいというふうなことをお願いにあがりましたら、もう各3市議会の議長さんとも、それは大変なことですねということで、今ちょうど議会で審議をいただいている最中であると思います。

その中で、三重野市議長、うちの議長に御高配をいただきまして、何とか市議会議長会でも、この要望書というのを上げられないだろうかということで、うちの三重野議長が大分市議会議長の三浦議長が会長に連絡をいただきまして、それも大分県の市議会議長会としても、これ、ぜひ要望を出していこうということで、今、取り組みが行われている最中でありまして。

今後、市長もあらゆる機会をとらえてということでもありますので、1つは、由布市民、住民にやはりこれは直結する、医療、命にかかわる問題でありますので、市民の間に、やはりもう問題が解決したのではないか。もう、これ以上やっても無駄ではないかというふうなちょっとあきらめのところと、この問題意識が少し薄れているところがありますので、やはりその由布高校が廃止というふうなときに、自治委員会でありますとか各関係団体にあらゆる機会をとらえてこの問題を提起したという経緯がありますけれども、今後、その自治委員会でありますとか、そういったことに市長として働きかけを行っていただくおつもりがあるかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 年金病院も詰めの段階に近づいていると思いますので、由布市といたしましても、自治委員会、あらゆる機関を通じて運動を起こしてまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ぜひともそういった地域の人の本当の声、そういったことをやはり最終の局面を迎えておりますので、ここはやはり声を大にして政府・国会に私は届けていただきたいというふうなことをお願いしたいと思います。

市長、また通常国会が、来年も1月早々には開会になるだろうというふうなことなんですけれども、やはり折を見てもう一度ほど東京に上京していただき、最後の思いを私は伝えていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そのようにいたしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ぜひまた、いろんな団体も含めて、そういった声を、市長が中心になって、また市議会の議長にもまたお願いをいたしまして、さらなるこれを公的として最後残せるかどうかというところですので、また御支援をよろしくお願いしたいというふうに思います。

続いて、行財政改革ということの私は題目で、この庄内屋内競技場の指定管理というのを上げたんですけれども、これ、管理契約者は教育長ということ、何か教育長が答弁されたので、管理契約者が教育長なのかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） お答えをいたします。

契約者は市長になります。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 私は、施設の運営体制がどうであるかということをお聞きしたの

ではなくて、この施設を設置、実際は設置義務者は市長であるとは私も思っていますので、設置するに当たっての契約者は市長であると思います。

で、ライフル競技が国体で行われまして、どういった経緯でこれが設置されたのかっていうのがわからなかったものですから、そこをお伺いしたかったんですけど、いつ建って、どういう経緯であるっていうことは、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） お答えをいたします。

この大分県の屋内競技場は、先ほど教育長の答弁の中にもありましたが、県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するという目的で、平成4年に庄内町に建設をしたものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） はい、わかりました。

で、平成19年度の収支を見ますと、ライフル協会というところが主に使っているということで、70万円払っていますね。収入が95万1,000円に対して支出が370万円という、電気代等も含めて。利用者、平成19年度3,000——トータルで何名ですかね、これ。トータルで3,239名、これはライフルですね。ですから、7割から8割が、ライフル協会の方がお使いになられていると。

で、午前中、同僚議員のお話で、スポーツセンターはまあ難しいななんていうお話だったんですけど、これに関しては難しいなと市長は思われぬのかどうか、その辺ちょっと、私、どういふふうに整合性がとれているのかさっぱりわからないんです。

で、県から指定管理者として、その経緯があつてというのは私もよく理解をします。ですけど、そのときに、やはり県からも足りない分は少しでもお金を引っ張ってくるであるとか、ライフル協会さんが主に使っているのであれば、そこにもうちょっと使用料を出していただくとか、そういった努力も何もしないで、これをそのままじゃあ県から言われたので、もう断ることができない、もう以前の経緯もあるからなんていうことで済ましては、私はコンセンサスを得られないんじゃないかと思えますけども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 一応、市の持ち出しが多いということで、県とも協議をしまして、ライフル協会とも十分協議をいたしまして、ライフル協会も負担を増すと、増加してくれると。

それから、県についても、直接ということはいえないけれども間接的にこの市の負担を軽減して、うちとしては今までの半分ぐらいの負担でというふうに考えて、そういう状況でありますの

で、今回はそういう指定管理を受けるという方向で考えています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） これの管理は教育委員会が行っているんですけども、こういうのはやはり公有財産管理委員会というのは、こういったことの施設の利活用についての見直してというのは行えないのでしょうか。

これ、受けないという判断も私はあるんじゃないかと思うんですね。別に県から指定管理者として受けてくださいと言われても、いや、うちちょっと行財政改革やっているんで、もうこんな状態では受けられませんよって突き返すこともできますし、ライフル協会さんに、おたくは指定管理者として受けませんか。そのかわり、土地は市有地でありますので、うちが使うときは便宜図ってくださいということも私はできると思うんですけども、その辺はどなたが考えられるんですかね。行革の方が考えられるのか、公有財産管理委員会の方が考えられるのか。もう県から言われたから、そのまんま、もうほっとけってということになるのか、ちょっとそこをお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 私、公有財産管理委員会の会長をしておりますので御答弁させていただきます。

実際のところ、指定管理者、こちらから指定管理者を指定するという場合には、実は公有財産管理委員会のほうで議論を重ねておりましたが、正直に申し上げまして、この件に関しては、公有財産管理委員会では議論はいたしておりません。

ただ、結果的に私のほう、そういった資料を見せていただきますが、市としては非常に苦しいということで県等に負担金の増をお願いして、今、調整していると聞いております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ、あらゆる施設が例外なく私は対象であるというふうに思いますので、それは県からうちが管理が指定管理者として受け身だからっていうふうなことではなくて、ここはやはり1歩踏み込んで、県のほうにも、もう少しうちに対して委託補助を下さいであるとか、あらゆることをやはり検討していただかないと、これだけは例外であるというふうなことは私はないと思いますので、そこはお願いをいたしておきます。

で、指定管理の話にはなりますけど、その無駄と言われないように活用することが私は大事だと思いますので、先ほど聞きますと、ライフルだけじゃなくて、いろんなことにも使っておるといことも聞き及んでおります。もう少し利活用をきちっとすれば、住民のコンセンサス、まあ理解も得られて、せっかく大事な血税を何でこんな施設にって言われないように利活用することが大事であると思うし、1つ申し添えておきますけども、定例の社会教育委員会でこの話が出ま

した。もう指定管理が切れるのであるならば、委員さんの中から、もうこの施設は県にお返ししてはどうですかと、無駄じゃないですかというふうな意見が出ておりますので、そこはぜひ加味していただいて、なるべくそういう意見が出ないように御検討いただきたいと思います。

じゃあ、教育行政についてちょっと再質問をさせていただきます。

1つ、第1点の点検及び評価に当たってということで、今年度末にこういった公表を議会にも提出したいと思いますが、まず最初に、これ、教育委員会規則というものをお定めになるおつもりがあるのかどうか。例えば、公表の内容でありますとか、時期でありますとか、そういったことが私はやはり法に定められた以上、これを施行するときに規則は必要であるというふうに考えているんですけども、その辺は現時点でどのようにお考えであるかお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） このあれですかね、公表のためだけの教育委員会規則ということですか、その辺ちょっと理解できなかったんですが。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 結構です、もう。

議会に報告するということが法で定められたわけですよ。どういった形で議会に報告するか、その報告の内容とかいうことも、年々、毎年違うような内容を報告されても困るわけなんですね。だから、規則としてきちっとした形で私は教育委員会の中で教育委員会規則の中に位置づけて報告をされるのが、それが市民の信頼を得ることじゃないですかということをお聞きしたんですけども、そこでお伺いがなければもう結構でございますので、そういったことをぜひ定例の教育委員会とかでも、教育委員会事務局の中でもぜひ御検討をいただければというふうに思います。

それで、ここ8月から9月以降の定例の教育委員会の私、定例会の次第だけをいただいたんですけども、あれだけ問題がありながら、教育委員会はやはり活性化していかなくやならないとか、いろんなことがこの議会の中でも出ました。でも、そういったことが、こういった定例の教育委員会の次第の議題、議案として全く上っていないんですね。ということは、もうここで私たちは言っぱなしで、もうそれは全部聞くだけ聞いて答えるだけ答えたら、その場で終わりであるというふうにお考えなのか、この議会で行われた発言をどのように受けとめて、どう生かそうとしているのか、ちょっとそこをお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

教育委員会次第の中には入っていないと思いますが、議事録ごらんになるとわかります。中身について一般質問の中身・内容について報告し、教育問題についてどのような態度で教育委員会として対処していくかということは、その場その場の中で話し合い、決め、実行しています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ですから、それはもうあくまでその他の項ですよ、教育長。その他の項なんでしょう。その他の項なんです、これに載ってないということは。

私はだからこそ、議案として議題としてきちっと上げて解決する問題じゃないですかということを行っているんです。議会で言われたことなんて、その他の項で扱って置いてそれでいいと思いますか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） その議題の中の1項として大きく位置づけるやっぱり必要が御指摘のようにあったと思います。その辺は反省をしています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） じゃあ今後、ぜひ議題に上げていただいて、今回の、まあ後でも言いますが、学校、市町村ごとの公表についても、議会ではこういうふうな公表について意見があったぞということをややはり議題として、ほいじゃきっちり教育委員会の定例の教育委員会に議題として上げて私は議論をしてたたき上げていってほしいというふうに思います。

それと、お配りした資料に日田市の公表の結果を載せております。こういう、このくらいぐらいのことで私はいいと思うんですけども、先ほど教育長は今後県の動向、近隣の市町村の動向を見てというふうなことで検討していくということですから、私はぜひ検討していただきたい。ちなみに、県教委は公表をということを行っています。県知事の広瀬さんも、ぜひ公表してくださいということを行っています。

しかし、この1面にあります12月1日の大分合同の朝刊によりますと、由布市のコメントが載っています。地域によっては、教育環境に格差がある中、数字が一人歩きする弊害が懸念されると。これは教育長のお言葉であると思いますけども、どのような弊害があると思われるのかちょっとお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。この全国学力テストについては、かなり前に1回実施したことがありました。1回じゃなくて数度ですか、あります。その反省を踏まえて、そして日本全体の小中学生、義務教育の学力問題、学力が低下してるとはならないかという国際的なデータ等をもとにしながら、今回の全国の調査が始まっています。

平成18年から中教審から取り上げられまして、その中で19年で国会衆参議員文教、文部科学委員会ですか、文教委員会ですね、というところあたりでそれぞれ討論が盛んに行われています。

それはやはり、前行われた全国調査の轍を踏まないでいいですか、そういうことも反省材料に

あったのかなという思いがしてますが、例えば19年の6月に（発言する者あり）はい。はい。
19年6月に——初等中等教育局長の答弁の中で大臣からの答弁もございましたように、普段の学習の状況というものを把握をして、その結果を分析することによってそれぞれの学校の指導改善、それから私ども全国的な教育指導の改善のための諸施策に反映をさせていくというものだということをはっきりした答弁が出てまして、本調査の実施要綱の事務通過、事務次官通知において明記しておりますように、実施要綱に基づき各教育委員会等が個々の市町村名や学校名を明らかにしないことを前提として調査に参加をしておりますということで、もうちょっとつけ加えますが、20年の8月22日の通知が来てるわけですが、その中に（「持ってます」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 一応法の趣旨は私もよくわかってます。しかし、市町村の教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねる。また、学校が自校の結果を公表することについてはそれぞれの判断にゆだねると言われてるんですよ。

それを、教育長がこういったことをぼんと新聞に言いますと、各学校の校長が自分で判断で公表しようかなという前向きな校長が公表できないことになるじゃないですか。あなたが圧力かけてるんですよこれ、違いますか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） その後の新聞記事の中にはっきり明記していますように、由布市教育委員会、それから国東市教育委員会など多数のという言葉が明記されてると思います。

大分県全体の市町村教育委員会は、あの時点の中では公表というのはやはり弊害を懸念して公表すべきでないという判断をしているものと把握しています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） わかりました。すべて、私もPTAとかよくやって、何か新しいことを始めようとしたときに後ろ向きの答えを言う先生なんですね。こういうことを始めたいと思うんだけど、いや、でも子どもが事故に遭ったらどうしようかって。何か弊害が起き、どうするてですね、すべて後ろ向きにとらえて物事を発想していく、そういう悪い傾向が私はどうも教育長にも見られるからこういうことを言わせていただいでるんですね。

だから、私は一步踏み込んで検討していくということが重要じゃありませんか。私は、日田の市議会に友人がいてその方にお聞きしたら、新しい教育長にかわられてこういうことをやりきちっと始めましたということなんですね。

その方は、やはり校長になって今までのことからすっぱり縁を切って、教育に対してやはり責

任持って頑張っていかなきゃならないということで、若い教育長さんですけどもね、すごく優秀な方であります。

私はそういうふうに、いろんなことがあるんでしょう、ですけど、やはり教育行政のトップリーダーとしてきちっとしかるべき判断を私はしていただきたいなというふうに思ってます。

小矢教育長は県教委の教育長であるから、都道府県の順位は出されてるんですよ、小矢教育長と清永教育長とどう違うんですか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 文科省の通知にもありますように、大くくりの中で公表することはよいと、特定市町村教育委員会や学校については、やはり特定されたりいろんな条件が違う中で、学力の一部だけが公表されて学校評価なりその市町村全域の格づけてきなものができるとよくないということで、大卒の発表については発表するというのを踏まえて県教育長は発表したと、公表したと思います。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） だから、大卒についてですよ、由布市の、由布市と先ほど私資料にあるように由布市と全体を比べることと、私は個々の過去の成績を公表しろなんて言ってるんじゃないですよ、ね。それは学校の校長の判断にゆだねられているから、それをやめさせるのはおかしいということなんですけどね。

それで、小矢教育長と清永教育長の覚悟がやっぱ違うんじゃないかと思うんですよ、教育に対する情熱が。あなたは情熱持って、誠意を持って、原点に戻ってやるとおっしゃってまた再登板されてきたんですけども、全くそんなことないですね、変わってないです。

それで、先ほどからも上ばかりな通知に気を使って、子どもたちに正面から向き合っていないなあていうのを切々と感じるんですけども、読売新聞にこのような記事がありました。子どもたちの学力や学習環境に関する膨大なデータが得られましたと。これをどう教育の改善と学力向上につなげるか、徹底した分析とその有効活用が今後の課題となる。懸念されるのは、競争の激化、学校の序列化の判断を恐れる余り、多くの自治体が過激なほど結果公表に慎重になっていることだ。

このため、自校の平均正答率などを全国や都道府県単位のデータと比べるのがせいぜいで、自校のある市町村や県内他地域のデータなどと違いが検証できない学校も出てくる。これでは、全国津々浦でやった意味がないじゃないかということ言われてるんですけども、市長あなたはどのようにお考えですかこの公表について。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど教育長が言いましたように、数字が一人歩きするする、学校評価

とか地域の子どもたちの評価というのは、特定の教科の数字で評価すべきものではないというふうに考えております。

大きくくりでやることについてはいいと思いますが、私自身もその数字のみで評価をされるということについては若干慎重を要するのではないかなというふうに思っています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） まさに身内意識があらわれたような場面で、私はもうがっかりするんですけども、これ以上余り言いません。

どういうふうな、結局これは私はやはり教育の、学力向上に生かしてほしいということを願ってるだけなんです。でね、その対応を何してるかていうと、もう分析やったり会議やったりしてるだけなんです。教育長、学力向上会議とか、そういうことばかりに終始してる。なかなか子どもたちまでそこに行き着かないんですよ。

何をやるかていうと、例えばこの結果で悪かったと、じゃあ今中学校で週28コマですよ、6時間が3日の5時間が2日ですね。28コマを45分授業にして4コマふやすとかいうことをやってるところもあるんですよ。その分を履習補習に回して底上げを図っていくと。

だから、私そこが抜けてる、今格差がひどいんですね、できる子できない、昔はよいこ悪い子普通、普通の子にターゲットあわせてやればよかったけども、できない子の中にはさらにもう家庭でもそれがフォローできない、家庭自体が崩壊してるところがありますからね。

だから、底上げをするために何をしなきゃいけないかていうことを、この学力のデーで私は対策をしてほしいということ言ってるんで、だから数字が一人歩きする打とかんなんとかていうのはね、そら美辞麗句ですよ、きれい事。

こそんなことを言いわけする暇が合ったらね、子どもたちに正面から向き合って、そういう施策を1個ずつやっていくことです。後から同僚の淵野議員が、やはり塾に通えない子ということを出してますけどね、そういうことも必要でしょう。だけど、28コマを32コマにするだけで随分上がりますよ学力。そういうお考えありませんか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 教育課程を組むのは校長の権限なんです、その教育課程の再編成まで今のところ考えてないんですが、この学力向上対策についてはいろんな施策をとってやってるところで、各学校には結果が行ってますので、各学校のそれぞれの課題を分析して、それに対応するための学力向上会議、会議をやればそれで済む手言うことじゃありません。会議をする中で、子どもたちにどう学力向上のための施策をやるかということが眼目ですから、それに取り組んでいるということです。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 一切身になってないですよ、教育長悪いですけどね。教育長、さっきから言いますけど、カリキュラムの編成権はもちろん校長の権限にあります。公務をつかさどる。

でも、教育をつかさどるんですよあなたは。それはちゃんと地行法の中に規定されている、第17条教育長の職務ということがですね。教育長は、教育委員会の指揮監督下に、教育委員会の権限に関するすべての事務をつかさどるて書いてるんです。第23条教育委員会の職務権限の第1項にありますよね、教育委員会の所管に関する第3条に、学校その他の教育機関の設置管理及び廃止に関することであるんですよ。

だから、校長はカリキュラムを設定する権利を持っています。だけど、最終的にそれをつかさどっておるのはあなたなんですよ。だからね、都合が悪くなると私は学校のせいに、校長のせいに私はしてほしくないというふうに思っとるんですよ。そうとしか言いようがないですよ。

ここに学校経営案があります。もうこの際学校名は言いません。どこの経営案でもすべて同じです。これも、校長がカリキュラムを組んで教育委員会に提出をされて、あなたがお認めになった、あなたが教育の責任をつかさどる学校経営案です。

学芸というところがあります。あえてほかのところは言いません。5月3日平和授業、8月15日平和授業、12月8日平和授業、2月11日平和授業。これは、この日にちと平和事業の関連はなんですか教育長。教えてください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。日本が、御承知のように非常にこう不幸な状態の歴史がありました。その中で、戦争を絶対起こしてはいけないと、巻き込まれてはいけないという、平和を大切にしようという国民的な願いがあります。これはもう、いろんな考え方の方がおられるのは事実ですが、これやはり日本人として最低やはり背骨にちゃんとしたものを持つ必要があらうかと思えます。

それで、今御指摘の日にちについては、日本が戦争にかかわっていた節目の日というぐあいにとらえ方をしています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育長、それはね、一部の日教組思想です。平和の反対が戦争だと言ってただけです。じゃ、今外で子どもたちが歩いてて見ず知らずの大人がその子をさらって裸にして外に捨てるて、これが平和な状態ですか教育長。

平和の反対というのは無秩序なんですよ。公序良俗がきちっと守られていることが平和なんです。平和の反対が戦争だ、それは否定はしませんよ私も。だけど、そればかりに固執してね、じゃ2月11日と戦争とどう関係あるんですか教育長、2月11日、建国記念日ですよ、よくわ

からんです私。

だから、こういうことを平気で認めて、お墨つきを与えてるということがすべてつながってくるんです。また、これは機会をとらえてじっくり私1時間やりたいと思いますので、この辺はもうここにしときます。

それで、学校保健委員会のことについてお伺いをします。平成17年の第1回のときに、同僚の吉村議員、学校医でもありますしPTAの大先輩であります。なおかつ、市議会議員でもあります。

その方が、この学校保健委員会について御質問してるんですね。そのとき市長は、さらにさらに充実したものにする必要があると考えていますと言うんですね。教育長の答弁では、メリットデメリットといいますか、デメリットはないと思いますけど、れに伴う何かマイナス面というのがちょっと考えてます。考えられないんですと。やっぱ、多忙とかいろんなものが加味してるのかなあなんていうことを言って、これはより一層取り組んでいくという御答弁をされているんですね。それにもかかわらず全くできてないんですね。

これの全国の普及率を見ましたら、小学校でもう80%以上学校保健委員会つくっているんですよ。大分県でもね、取り組みをしてないのは最近有名な由布市と佐伯市だけ、全く取り組みしてない。小中学校459校合わせて300校以上がもう、これまでも取り組みしてまして現在も考えてます。来年度以降設置しますよやってるんですね。こういったことも、全く取り組みを本当にしようとしらないその体質ですよ。議会の中では、きれいな答弁をしながら、すべて議会対応、議会対策なんです。

改めて、平成17年12月にこのことをきっちりと指摘した同僚議員の気持ちも踏まえて、なぜこれが由布市は取り組みができないのか、ちょっとお答えください。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。今子どもたちが置かれてる安心安全の面も含めて、健康を大事にするという大事な部分だろうと思っています。

今、各学校で、校内で学校保健委員会という名前では委員会ありませんが（「それ別ですよ」と呼ぶ者あり）学校保健の組織はちゃんと位置づけられています。それで、学校保健委員会もその額面どおりの会をつくることについての動きも起こしました。2年間ぐらいかかって起こしました。その中で、学校医を含めたドクターの方々や歯科医や学校関係者、PTA含めて、いろんな協議をいたしました。

その中で、この委員会をつくることの意味ていいますか、現状と今後の見通し考え例えば場合にどうなのかということで、片一方の学校医のほうの意向は、例えば不登校あたりを学校医として把握できないのは、学校医としても何から責任のがれみたいな感じでかかわれないことの、何

か自分がかかわりたいというような発言もあったりして学校保健委員会つくる動きができたわけですが、つくろうとしたわけですが、学校側からの発言は、年に1回の健康診断あたりも学校医の先生と日にち設定あたりで非常に難しい、忙しいからなかなかできにくいというような面もあったりして、もう非常にこうつくることに対する難しさというのがずっと指摘されて苦勞もしました。つくることについては。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 全部同じなんですよ、やる前から難しい難しいって言うだけなんですよね。じゃ、忙しいからって子どもの命をそれ引きかえにしているんですか教育長。よそはつくってるんです、やってるんですよ、できてるんですよ。

だから、この学校保健委員会の意味はとかいうところから入らなくていいんですよ、これをつくったらいいですよ、現に全国で80%以上の小学校中学校つくってるんですよ。大分県でも、先ほど言いましたように8割ぐらいがもうこれに取り組みを始めてるんですよ。それなのにいまだに、いやこれをつくった時の保健委員会の意味合いが何とかていうことを言う前に、まずやっぱ一歩踏み出すべきですよ私は。すべてそう、マイナス発想、ネガティブ発想ですよ。言うこと忘れちゃいましたよもう何か。

あのですね、ちょっと私きょう、教育長ひとつね私手紙もらったのをちょっと御紹介させていただきます。私は、先生も学校も信頼して子どもを預けていますと、子どもがお世話になる学校や先生とは、信頼し合い良好な関係を築いていきたいと思ひますし、厳しく指導していただきたいとも願っています。子どものことを真剣に思うとき、わからないことや疑問に感じたときは率直に先生にお話し、互いに理解を深めてくることが大切だと思ひます。

しかし、これまで一部の先生や学校の行動を目の当たりにして、常識では考えられないことが多くあります。説明を求めてもまともに返事をしてくれません。どうして正面から向き合ってくれないのでしょうか。感想をお聞かせください教育長。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 学校ていうのは、やはり保護者、子どもたちと学校側が完全な信頼関係の中に成り立っていると思ひます。その信頼関係が崩れるような不信感があるということはやはり非常に残念ですし、その信頼感を取り戻すためにやはり日常実践が大事だと思ひます。一人一人の子どもに心に寄り添って、そして本人の願ひや能力を伸ばしていくという最大限の努力をしていく必要があるかと思ひます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育長、ぜひ情熱、情熱を持つてる人は動くんですよみずから、とにかく。周りの状況を見ながらとか、やったらどうなるかなあなんてことは情熱持つてる人は

考えないんですよ。とにかくまず飛び込んでやってみて、それによった反応を全身で受けとめて、また前に突き進むんですよ。それが情熱というものですよ。今動いて、未来の備えをするんですよ。だから、その言葉を本当に使ってもらってやるのであるんならば、しっかりと情熱持って原点に戻って私はやっていただきたいというふうに願います。

幼児教育の件については、まず一つは、指導体制がまだ行き届いていないのではないかということが私は指摘をしたいと思います。今指導主事さんがおられますけども、幼稚園の指導者に対して指導主事が指導しているということはまずないのではないかというふうに思いますので、自主的に取り組んでいる地域の幼稚園もあります。しかし、ほとんどのところが学校長と教頭が兼任されてるんですこの幼稚園というのをですね。

だから、こういう幼稚園組織体制の中では、教育基本法が変わって位置づけられても、その指導体制をきちっと図っていかないと、この法に照らし合わせた指導というのを私は絶対無理であるというふうに思いますので、今議会に保育所の廃止案が出てます。

今後どうなるかわかりませんが、そこにはそういった子どもたちに長けた職員の方もおられると思いますので、私はきっちりとそういった配置をして、幼児教育の重要性というものを、その体制を確立して行っていただきたいなというふうな願いがあります。

あとは、幼稚園の先生たちも今若い方が多いから、やはりきちっと上に組織として園長、教頭、副園長あたりがいて、やはり指導助言をしてあげるという体制をとってあげないと、やはり行事や保護者連携してますので、非常に大変な思いをされてるんじゃないかというふうに思いますので、そこは新年度に向けて体制を私は整えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。教育長一言。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。御指摘のとおりだろうと思いますが、今ちょっと気になってるのは、小学校と幼稚園については障がい等を持たれた、特に支援が必要な子どもさんがふえてきてるなというのが私、8幼稚園それから19小中学校を回ってみて痛切に感じました。

園長、副園長、その指導体制ももちろん大事だと思います。副園長は、今のところ5幼稚園に配置をしたところですが、それよりも子どもに直接かかわれる支援をする教諭がぜひ欲しいということで、一人一人に行き届くためにはそれに向かって最大限努力したいと思ってます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。教育長、ちょっと先ほどの公表の件に戻りますけどね、県が独自で実施している調査ありますよね。県教委が実施している。

先ほどの日田は、全国のも公表してますし県教委がやられるこの小学校5年生中学校2年生の基礎基本の定着状況調査、これは仕事の結果がちゃんと公表されてるじゃないですか、これには。

このときに関しては懸念を表さずに、全国でやることはいかがなもんかていうところがやっぱ詭弁だて言われるんですよ。これ、ちゃんと由布市出てますよ、すごく成績いいですよ、ね。

日田市は、市教委独自でやってることも公表してます。何ら弊害は出てないと言ってましたね。ぜひこういったことも踏まえて、御自分の言葉重くかみしめていただきたいというふうに思います。

もう終わりになりますから、午前中もありました偉人ということ、地域学ですね。私の大好きな偉人は西郷隆盛であります。彼が、遺訓の中でこういう言葉が、私はいつもこの言葉が大好きなんです、「政の大体は文を興し武を振い農を励ますの3つにあり。その他百般の事務は皆この3つのものを助くる具なり。この3つの物の中において、時に従い勢いによっては試行先後の順序はあれど、この3つの物を後にして他を先にするはさらになし」て言ってるんですね。

西郷隆盛が言ってるのは、政、まず文を興す、教育が大事だていうこと言ってるんです。武を振い、国を守る心ですね。農を励ます、農業振興していけって。この3つがやはり大事なんで。ほかの百般の事務はその後でいいと。

この3つの中でも順序があるんです。試行先後の順序はあれどていうことですね。まず教育を西郷隆盛は第一義にすえて、新しい明治という国をつくろうということ、志が高かったんですね。私も彼を見習って、また原点に返って由布市の輝かしい未来のために頑張っていくことをお誓い申し上げて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三重野精二君） 以上で、2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は15時15分とします。

午後3時00分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、9番、淵野けさ子君の質問を許します。9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 9番、淵野けさ子です。議長より許可をいただきましたので、ただいまより、ことしでは最後となりますけども一般質問をさせていただきます。

先ほどの高橋議員のような情熱は、なかなか年のせいが出てきません。（笑声）疲れもあります。（笑声）大変皆様もお疲れのこととは存じますけども、どうか最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。どうか最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。私なりに、淡々肅々と落ち着いてやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

本年の由布市は、合併して予期せぬことが続々と発生してもっとも厳しく、そしてまた耐えた

1年だったと感じております。一足先に、合併して冬の厳しさを味わった分だけ、また今後の発展につながるよう心から望んでおります。このようなときだからこそ、この由布市民が幸せを感じるようなそういう、市長には自信を持って力強いリーダーシップを貫いていただきたいというふうに期待しております。

私の質問は大きく5項目です。まず初めに、介護保険制度における指導及び監査についてでございます。

介護保険制度が開始された平成12年4月以降、市町村が実施している被保険者の管理、認定審査、保険財政、保険料、苦情処理等の保険者事務はおおむね順調に実施され、特に大きな混乱もなく推移されていると見られています。

しかし、介護サービス事業者等の不正受給などの件数は毎年報告されており、低下の兆しがなく、不正受給額も経年的に変化はあるものの一定件数発生している状況です。

これまで由布市では、残念なことですが既に3つの事業所が県による監査で不祥事が発覚しました。5月12日付では、厚生省からサービス事業者に対する監査指導の指針が示されております。これは、国、都道府県、市町村、サービス事業者への指導監査の流れです。

そこでお伺いします。

保険者である由布市にも、段階に沿ってサービス事業者への指導のあり方もあるはずだと思いますがいかがでしょうか。特に、苦情処理の対応はその体制の整備は適切にできているのか、その他行政として介護サービス事業者に指導しなければならないことはどの範囲で行われるのか等々です。

介護サービス事業に頑張っている事業者に対して、不祥事を未然に防ぐことによって育成することも大切であろうと思います。適切に事務処理をしていないほうが悪いんだから仕方がないんだと思うのか、はたまたそうならないためにも指導監督の目をさらに働かせ、育成し、守っていかうと思われるのか、私は小さな事業所の方々が一生懸命に頑張っているのであればあるほど、保険者としての温かいまなざしがほしいと思うのです。

何よりも、事業者にお世話になっていた市民の方々が、不安な気持ちになって心配をされていたのが申しわけなく思っております。大変抽象的な質問で回答が難しいかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

2つ目の項目です。特定健診保健指導についてお伺いいたします。本年度4月からの健診は、各保険に加入する40歳から74歳までの人が対象で、各保険者が実施されております。糖尿病など、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの予防が目的です。

見事に数値を超えた方々には、医師や保健師による指導を受けなければなりません。受診率が低ければ、後期高齢者医療制度への負担金が最大10%加減されるようになっております。

5月から特定健診開始で、既に個別、集団とも終了予定になっていると思います。そこでお伺いいたします。現在までの全体的な進捗状況、そして健診率は、そして3つ目が保健指導については情報提供、働きつけ支援、動きづけで、動機づけ支援、積極的支援などと3段階に分かれて指導されるようになっていますが、今具体的な内容を教えていただきたいと思います。

3つ目が、子宮頸がんの予防対策の推進をということでございます。女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年8,000人が子宮頸がんと診断されて約2,500名が亡くなっております。

子宮がんには、子宮の入り口、頸部にできる子宮頸がん、子宮の体部にできる子宮体がんの2種類があります。この2つは、原因もなりやすい年齢も進行の仕方も全く違う病気なのです。

子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんで、がんになる原因がはっきりと解明された数少ないがんなのです。子宮頸がんには、ヒトパピローマウイルス、俗に言うHPVといますが、ウイルス感染が原因で引き起こされることが解明されております。最近では、20歳から30歳代の若い女性に急増しています。しかし、検診によりがんになる前に発見することができるので、定期的に検診を受けることがとても大切です。

子宮頸がん検診は、ほとんどが細胞診だと思いますが、HPV検診も併用することで病変の発見率がほぼ100%になり、また将来がんになるリスクがあるかどうかも知ることができると言われております。厚労省による子宮頸がんの予防に効果的なワクチンの早期承認も待たれるところではありますが、まずはがんを予防し、なくすための取り組みが急がれます。

がん検診の開始年齢も、二十歳以上と伺いました。由布市での受診状況はいかがでしょうか。また、細胞診とともにHPV検査の併用ができないものかどうかお尋ねしたいと思います。

4つ目、先ほど高橋議員の教育問題にも関連するかと思います、少し角度を変えての質問でございます。経済難等で、塾などに通えない子どもたちに対する地域寺子屋制度のような学級支援の環境づくりを提案させていただきます。

近年、収入や社会的地位が固定化する格差社会が問題になっております。親の経済力など、環境など、子ども自身の努力では解決できないスタートラインからの格差は悲しいものがあります。

最初は、経済難から塾に通えない子どもを持つ保護者からの切実な思いから、地域寺子屋制度みたいなものをつくっていただける環境づくりはできないものかとの訴えでしたが、経済難とかではなく本来なら由布市教育向上のためにも平等に受けられる地域寺子屋制度は子どものために大変よいことではないでしょうか。

OBの教員の方々にお力をお貸ししていただきながら、環境づくりができたらの提案をさせていただきます。調べてみましたら、大分県では豊後高田市が唯一実践しております。将来に向けても、このような環境づくりは大変よいと思うのですがいかがでしょうか。

最後に、5つ目、最後の質問です。由布市社会教育団体の登録申請についてでございます。由布市社会教育支援団体の登録に関する要綱の第3条に、登録の申請とあります。そして、登録許可に必要な団体要件として14項目が掲げております。その中の12項目め、社会教育団体の構成員の8割以上が由布市に在住、通勤もしくは通学するものであるということが掲載されております。この項目を見直し、緩和できないものでしょうか。

青少年健全育成のためにも、地域振興のためにも、活動、活躍されている団体などを育成するためにはもっと寛容にとらえるべきと思います。文化伝統を継承するものについては、大切なことではないでしょうか。御一考をいただければありがたいと思います。

壇上での質問は以上ですが、再質問によっては自席で行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 9番、瀏野けさ子議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、介護保険制度における指導及び監査についてでございますが、議員御指摘のように、由布市内では既に3事業所が県による監査で不正が発覚いたしました。国、都道府県、市町村は、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図るため、サービス事業者に対する指導、監督及び監査を行うこととなっております。

指導につきましては、国や県は介護給付等に関して必要がある場合に、事業者に対し帳簿書類等の提示を命じることができます。また市町村は、保険給付に関して必要がある場合に事業者に対し文書等の提出を求めることができます。

一方、監査につきましては、県や市町村はサービス事業者に対する指導監督の権限を持ち、権限の行使に当たっては適正な介護保険給付が行われているかどうかの監査を行います。今回、3事業所の処分につきましては、県が事業所の指定権限を有していることから、県による行政処分が行われたところであります。

介護保険制度は、平成12年から始まっており、その間制度改正がたびたび行われているため、制度改正の周知が十分なされていない面があります。今後、由布市内のサービス事業者への指導や監督について機会あるごとに制度の周知を図り、介護保険給付の適正化に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、御質問の苦情処理対応につきましては、利用者からの不適切なサービス提供の情報や事業所に関する苦情等は苦情処理簿に記載し、職員2名体制で現地への聞き取り調査や情報提供者には事実確認をして、適切な苦情処理を行っているところであります。

次に、2点目の特定健診保健指導についての進捗状況につきましては、昨年までの健診、保健指導は疾病の早期発見早期治療が目的となっております。さらに健診の受診率を上げることに

重点を置き、健診後の保健指導は健康教室への参加を促し、予防に重点を置いた事業を中心に行ってきたところでございます。

しかしながら、今年度からは医療保険者による特定健診であり、保健指導は内臓脂肪型肥満いわゆるメタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者予備軍を減少させることが目標となっております。

健診といたしましては、個別健診、集団健診として、健診期間は5月上旬から9月末まで実施し、未受診者の追加健診を集団健診のみ11月に実施したところであります。

御質問の健診率につきましては、特定健診対象者の40歳から74歳の国保加入者6,346名のうち健診受診者は2,671名であり、9月末時点の受診率は42%となっております。

次に、御質問の保健指導についてお答えをいたします。情報提供、動機づけ支援、積極的支援と3段階に分けて指導するようになっておりますが、具体的な内容といたしましては、特定保健指導は健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスクに応じて階層化し情報提供のみ、動機づけ支援、積極的支援の3段階に区分して実施しております。

具体的には、情報提供のみの対象者には初回面接で30分程度の個別面接指導を行い、動機づけ支援者には生活習慣の改善に対する個別の目標を設定し、自助努力による行動変容が可能となるような支援を行い、6カ月後に面接して評価をいたします。

積極的支援者にも個別の目標を設定し、具体的で実現可能な行動を継続支援するため、健康教室へ毎月参加していただき、6カ月後に評価するプログラムを組んでおります。

次に、3点目の子宮頸がん予防対策の推進についての受診状況につきましては、子宮がん検診は集団検診方式で子宮頸がんの検診を行っております。19歳以上の女性を対象に、3地域19会場で検診を行っており、今年の検診率は915人となっております。

次に、検診は細胞診だと思いますけれども、HPV検査を併用することで発見率がほぼ100%になると聞いております。が、併用できないのでしょうかという質問でございまして、近年子宮頸がんの原因がHPVであることがわかってきました。感染しても、ほとんどの人が自己免疫力によって自然に排除してしまえますが一部の女性は自然に排除できず、感染が長期化すると子宮頸がんに進行する危険性があり、早期発見のためにも検診の制度を上げていく必要があると思っております。

現在、由布市が委託している地域保健センターでは子宮頸がんの細胞診の検査でありまして、HPVの検査は行っておりません。今後、検査の有効性や県内の検診状況等を見きわめながら、子宮頸がんの予防対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 渕野議員の質問にお答えをいたします。経済難で、塾などに通えない子どもたちに対する学習支援の環境づくりについてです。

学校教育では、生きる力をはぐくむ学校教育の推進を目指して、確かな学力の育成や豊かな心の育成、すこやか体の育成、いわゆる知徳体のバランスの取れた教育と育成という基本方針を定め、重点的に取り組んでいます。その中で、学力向上については授業を中心にして、市や各学校での学力向上プランのもとで具体的な取り組みの推進を図っています。

放課後については、生涯学習課が行っている放課後子ども教室での活動の場があります。その中で、学習の相談を受けたり、読み聞かせや習字の指導等も行ったりして支援をしております。

教師のOBの方の支援については、地域教育の人材、地域人材を活用する中で学校での授業の講師等で活躍していただいておりますが、今後、他の場での学習支援についても検討したいと考えています。

次に、由布市の社会教育団体の登録申請についてです。この登録制度は、由布市における社会教育の活動を行う市民団体の組織化、活性化を図るためや、社会教育を振興するため事業への協力要請などに登録制度を行っているものです。そして、登録をしている社会教育団体がその本来の目的達成のために使用する場合は、由布市公民館使用料の減免に関する規則により、使用料を半額免除することができることになっております。市内の公民館施設に限りもあり、各団体ともに自主的に活発な活動を行っておりますことから、施設の予約等で市民の皆様にご不便をおかけすること等も発生しているのが現状です。

議員の御指摘のことなんですが、十分に理解はできますが、社会教育支援団体の登録数や公民館の施設の状況を考えますと、由布市の社会教育団体利用者を優先させていただき、現在の形でお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） 最初から再質問をさせていただきたいと思います。

事業を決定するのは県でありますし、保険者としての市町村の立場といいますか、未然に防ぐ、例えばいろんなその不祥事を未然に防ぐということがどの段階で介入できるのかなという、私はちょっとそれが知りたかったですけども、具体的にはちょっと難しかったですでしょうか。課長ですかね。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 9番議員さんにお答えします。健康増進課長でございます。

確かに不祥事というのは3件発生してございますが、これが何で未然に防げなかったことかと

いうことをごさいますけれども、なかなかこの部分につきまして難しい部分がございます。保険給付に——保険といいますか給付——請求につきましては国保連合会を通じて請求が来ます。その中身の精査は同じデータでいただくんですけども、なかなか件数は多くて、またその利用回数とか、その中身とその部分という整合性がなかなかチェックできなかった、できないという部分がございます、その不正受給に関しては——を発見するのはなかなか困難であるということの部分でございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） 先ほどの市長の答弁では苦情処理の——今の課長の答弁でも本当に私もよくわかるんです。国保連を通じてでないとなかなかそういう不正受給というのはわかりにくい部分なのかなというのは理解できます。先ほど市長の答弁の中に、苦情処理の対応について市のほうでは2人体制で担当がいらっしゃるということでお聞きしましたけども、今まで苦情ですか、何件くらいの対応をされているか、つかまれていますか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長です。私4月から担当しておりまして、苦情は1件だと報告を受けております。その以前分につきましてはちょっと私把握しておりませんが、今年になって1件ということで説明を担当のほうから受けてございます。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） なぜお聞きしたかといいますと、やはりその市民は、施設を利用されてる市民とかその家族の方々は、その不備があると、市は何をしてるんだというふうに、そういうふうな思いがあるんです。そういう流れをやはり詳しく知らない方もいらしゃるのですね。

例えば、過去に大分市の人が由布市内の施設を利用してて、こういう不備がありますということで苦情を受けました。私はすぐ介護保険の担当の方に連絡しました。で、すぐ対応していただきました。ほかにもそういう件数がありましてということで結果をお聞きしたんですけども、それは大分市からの人だったので私も言いやすいわけですよ。ですけども、例えば由布市のその中で働いている人とかから相談を受けた場合は、恐らく苦情は言いにくいと思うんです。もし自分が言ったちゅうのがわかったら、雇われてる自分はどうなるんやろうとか、そういう部分の、その何というんですかね、安心してそういう健全な制度がなされるために、由布市としてはこういう苦情処理体制をしておりますということも多分御存じない方も多いかと思うんです。その中でこの苦情処理に対して職員2人体制なんですけども、例えば福祉法人とかは外部の人を入れてそういうものをつくらないといけないんですけども、市町村に限ってはそういう決まりはないんですか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 特段そういうことは、何名体制でやりなさいという指示はございません。たまたま今介護の担当でやってるのが課長補佐と主幹という2人で苦情処理に当たってるところでございます。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） 不正支給の場合はなかなかわかりにくくて、市町村、それはとてもよくわかります。私が一番——やはり立て続けにいろんなことがあったあげくに由布市の介護サービス事業者が次々と不正受給という形で新聞に載ったときに、やっぱり一番不安を持ち心配するのはやはり市民の方なんですよね。「由布市は何でこんなにそういうことが多いんかい」というふうな言葉が返ってくるわけですね。ですから、それとあと一つは、やはり介護事業は大変きつい仕事でありながら、やはり報酬は少ないという形で離職される方も多い。だけでも来年の4月からはそこは改善されて少し変わってくるんですけども、2万円くらいですか、アップだと思います。そういうふうに変わってきますけども、やはりなかなかそういう事情を知らない市民の方たちというのは、やっぱり「何で由布市は何しよるのかい。こんな施設のあれを許すんかい」とか大分市の人から言われると物すごく辛い気持ちになるんですけども、やはり大変でしょうけども、その苦情処理を適切に、迅速にさせていただきながら事を進めていただいて、そしてまた、市内の働く人、内部の人からも苦情処理があっても安全に守ってあげて、しかも対処できるような、そういうことに気をつけていただければありがたいというふうに思っておりますので、このことは本当に保険者として、県であればいろんな監査のあれがあるんですけども、保険者としての行政としては何ともその段階でどこまでというのがなかなか難しいところがございますが、そういう声があるということをしっかり受けとめていただきたいと思います。

それと、福祉全般になるんですけども、きのうも同僚議員が「市民に寄り添うような、そういうやさしい福祉づくりがちよっと足りないんじゃないか」というような、8番議員がそういう言葉言ったんですけど、珍しく私も同調したんですけども、普段は余り同調しないんですけど、本当そうやなというふうに思いました。

ていうのが、ここは私本当に言っておきたいんですけども、例えばひとり暮らしの方が、例えば寿楽苑にお世話になるようになりました。30日に入れますよという返事が来ました。翌月の6日に行ってくださいと、ひとり暮らしの人がですね。福祉の関係の人は、もう自分の手元からその仕事が離れてしまえばそれでいいかもしれませんけども、受ける市民の側に見たら、やはり30日に正式に来て6日ちゅうのは余りにも市外にも子どもさんもいますし、私どうしてこんな対応されたのかなというふうに思って福祉事務所長にちょっとお願いした件があったんですけども、やはりそういう1点だけを差して言うのではなくて、やはり由布市の福祉行政は本当に

市民に寄り添っていただきたい、そういう思いで焼き栗が熱いからあっちっち、あっちっちと、自分の手元からわっと、さっと離すような状況やなくて、もう自分の手元から離れたこの状態が次の市民、それから次の例えばサービス事業者とか行ったときにどうなのかちゅうとこまで考えてちょっと慎重に、やっぱりやさしさのある対応をしていただければと思いました。

今後そのことに関しましては、通告にはなかったんですけど、何しろその長であります福祉事務所長、どうぞ一言御見解をよろしくお願いします。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） ただいまの件でしょうか。（「全般です」と呼ぶ者あり）全般ですか。ただいまの件につきましては、受け入れ側の寿楽苑のこともありまして、そこ辺のところが行き違いがあったというふうに考えております。

福祉全般、きのうも8番の議員からも御指摘がありましたけども、おにぎりが食べたいというようなことで死んでいくようなことがあったら困るぞと、そういうことのないように絶対気をつけていけというふうな考えは皆さんに伝えてあります、職員にですね。ぜひ今ある予算なりを使って最大限に頑張ってくれということをおっしゃるので、今後そのようなことのないように気をつけたいと思います。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） どうかよろしく願いいたします。この件につきましては終わりです。

次に、特定健診、保健指導についてお伺いいたします。42%というふうにお聞きしましたが、後期高齢者医療制度に10%付加されるという部分の数値は大体、基準は大体どのぐらいですか。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 保険課長でございます。今御指摘の目標数値に関しましては、先ほど市長も述べましたけど、健診率、今現在では42%ですけど、目標値は45%ということで、ほぼ11月の追加健診、それから個別健診等を踏まえまして目標値に達する見込みでございます。

それから、お尋ねの件でございますけど、平成24年度までに計画として特定健診の健診率を65%ということに目標設定しておりまして、25年度に後期高齢者の加減の見直しということで、目標に向かって健診率を上げたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） 済いません、45%でしたね、20年度は。で、21年度が50%ですよ。計画の目標値がありました。済いません。

それで、例えば個人的なことなんですけども、私は市内では個人で受けてないんです。厚生連

のほうで受けているんですけども、しっかりメタボなんですけど、そういうのは報告しないといけないうんですかね。よそで受けて指導を受けている場合は、市のほうに——そうしないと、例えばよそで受けちゃっても、国保の関係で報告してないと数値が上がってこないんじゃないですか。

○議長（三重野精二君） 保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 今のところ健診結果のルートでございますが、特定健診の国保にしましては国保連合会を通じまして由布市に来ます。それから社保の方は支払い基金で医療機関の医療保険者のほうに行きます。それから後期高齢者はやはり国保連合会を通じて後期高齢者医療のほうに行きます。議員の厚生連のほうは（発言する者あり）（「自費です、本当。対象にならないんです」と呼ぶ者あり）特定健診に関してはそういった国保、後期高齢者、社保、それから生活保護の方、分かれてそれぞれ国保連合会で資料もらえる分は由布市のほうにということになっております。厚生連のほうはちょっとわかりかねます。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 保険課長、答えましたけども、健康増進課長がお答えします。

ちょっと保険課と健康増進課長2人今しておりますが、あくまでも特定健診は保険者負担でして、保険者の部分でございますので、国保のほうがやっております。それで健康増進課のほうは今度は受け身でございます、今度は実際の指導後の、健診後の部分をやっておりますので、2人の課長でちょっとなってございますが、今議員の他の医療機関で受けた部分での患者をどうするかという部分でございますけども、その部分はこちらのほうの報告には上がっておりません。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） 多分そうだと思います。なぜかという、以前は厚生連も、あれは町時代のときでしたか、ちゃんと補助があったので連絡が来たと思うんですけども、今補助が由布市はありませんと言われてまして全部自費なんですけど、多分来ないと思うんです。ですから、そういう人たちもやはり数に入れておかないと、報告というか、入れておかないと数も上がってこないかなというふうに思ったんですけど。

それとあといま一つ、個別、年次的にいろんな保険というか、指導をしながら個別、集団健診終了後に、特定、積極的支援とかいろんなことで指導するんですけども、大体まだ今の時点では積極支援とか、先ほど6カ月見守って、また後でまた聞き取りをするという、面接をするというような、健康教室にいくとかいうのは何名ぐらいいるというのもわからないんですかね、まだ。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） そうですね、三段階に分かれておりまして、現在、今保健指導を実施中でございます。そしてもう先に、6月に一番最初に済んだ方は、もう既に何ていいます

か、機能検査といますか、その最終報告、最終の報告のほうに上がってきております。

それで今現在何人かであるかということは、まだ追加健診の部分もございまして正確な数字はつかまえておりませんが、実際にはここに資料があるんですけども、これ今からちょっと合計をしなきゃいけないもんですから、細かい数字はちょっと省かせていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） 実は内臓脂肪から動脈硬化という負の連鎖は加齢のほか生活習慣が影響しますということは皆さん御存じだと思います。脂肪をためない習慣を心がけるためには、何よりも意識改革が大切です。心理学ではこれを行動変容といいますという、その変えなければいけないと思って運動しなければだめなです。私なんかは毎年同じあれが出て、性根がないなと先生から怒られるんですけど、もう今度こそは絶対に変えなきゃいけないなというふうに性根を入れました。

それで、これは提案なんですけども、筋力アップすることがすごくいいらしいんです。それで、挟間にカーブスという筋力トレーニングするところがあるんです。それは民間なんですけど、そのことによって、持続することによって、なかなか自分一人ではなかなかできない。途中でやめてしまうんですけども、持続することによって、それが段々結果としてあらわれるからそれがわかるんですけども、例えば行政が健康教室とかをして持続、様子を見るというのも大事なんですけど、そういうところにどんどん行っていただくちゅうか、利用していただいて、指導していただきながら、理論的にも指導していただきながら、それを行政が進めるというか、それはとてもいいことだなというふうに思いましたけども、ちょっとその資料を課長に差し上げたんですけども、そういうことというのとは考えられませんですか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） お答えいたします。

あくまでも健診指導というのは、保険者がやらなきゃいけない。また、保健師が中に入ってその対応型で面接をしながらそういったその運動機能なり生活習慣を何とか変容をさせなきゃ、自分の思いを変えなきゃいけないといった部分がございます。

今の御指摘の部分はあくまでも営業をされてる方ではなかったかなというふうに私も理解してるんですけども、そういうことになると、今度営業的な運動の部分に入ってきてまして、自分に合った本当の運動ができるのかなと。人それぞれの体力部分ありますし、筋力もございます。だから自分に合った自分でできる運動を今私どもは進めているわけございまして、そういった市内にあるそういったその指導の方は自分に合った——そういう方ができるのかなということも懸念しております。そういうことにつきましては、また今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） 営業と言われますとそうかもしれませんけれども、例えば未来館にある筋力トレーニングの機械には指導者がおりません。おりませんので、女性の人とか高齢者の人はなかなかどうやって使っていいのかわからないというか、わからない部分が——男性の方はどんどん行って自分の筋力を鍛えるということはありますけども、女性はなかなかそこまではできませんし、そういうところもありますので、そういうところがあるという紹介というか、そういう形でも私は構わないかなというふうに思いますので、そういうところがあるということをもまずは知っていただきたいというふうに思います。

それと、このことにつきましては情報提供で、年次別に、年度別にちゃんとなされておりますので、またその結果等がまた年度後にはわかるかと思っておりますのでお知らせ願いたいというふうに思います。

次に、子宮がん検診の予防対策の推進をということでございますが、子宮がんに対しては非常に市長、男性にかかわらず具体的にわかりやすく答弁していただきまして本当にありがとうございます。ここでは3名しか対象者がおりません。あと皆さん——でも、全然関係ない人ばかりじゃありません、皆さん関係ありますので。しっかりまた認識いただきたいと思っております。

私もこの子宮頸がんというのがHPV、ウイルスによる感染が原因だということを知ったのは最近です。国のほうでがんのがん対策基本法というのができまして、それからいろんながんに対する研究とかいろんなものを国も進めております。その段階で特にあえてこの子宮がんの予防対策のことを取り上げさせていただいたんですけども、これは前は40代とか50代だったんですよ。それが最近では低年齢化しております。20代、30代に低年齢化しております。ですので、しっかりこのことを防げばできるんだということを、どういう防ぎ方をするというのはできませんけども、予防するということは絶対できますので、これをしっかり啓蒙というか、どんどん受診してくださいというような形でまずは市民の方に伝えていただきたい。いろんな形で伝えていただきたいと思っておりますけども、どうでしょう課長。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 確かにこの部分については女性だけの部分の病気でございますが、私のほうからちょっと難しい部分でございますが、今子宮がん検診をやっておりますが、なかなか子宮がん検診にしましても検診率が低うございます。全国的に子宮がん検診もやってるんですけども、なかなか受診率が上がってきておりません。2年前ぐらいですかね、舛添大臣も、厚労省のほうも多分国会のほうでこの部分を討論されたと思っておりますけども、舛添大臣のほうも、この頸がんのほうよりも、子宮がん検診の受診率を上げていくのが大事じゃなからうかといったことも答弁をしております。私も渕野議員さんがおっしゃるのは理解できますけども、そちら

のほうの婦人がん検診のほうの受診率を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） よろしく申し上げます。過日11月20日に、合同新聞に子宮がん検診を受診しようと、別府大学で啓発活動をしております。若い世代に子宮頸がんが急増していることから、別府市は市内の大学生らを対象に啓発活動に取り組んでいる。20歳以上を対象とした市の子宮がん検診で20代の受診率をほかの年代に比べて低い。20代の子宮頸がんは10万人当たり30人、急増しておるということを書いてるんですが、市としてもこういう別府大学とかいろんな場所を通じて啓発運動、活動をしているわけです。ですので、市のほうも何かの、例えば成人式のときでもいいと思うんですよ。もう二十からですですからね。——ですので、いろんな場所に子宮頸がんの検診の重要性を言っていただきたいと思います。

この桶川市というところがそういうふうに周知徹底をしたところが、総数で今まで418人だったのが748人というふうに倍近くにやっぱり増えているんです。だから意識を持って啓蒙するということがいかに大切かということをおわかっていただきたいというふうに思います。

若くて何ていうんですか子宮を全部とらなくてはいけないような、やはりそういうふうに気がつかないとなるわけです。そうすると、やはり子どもを産みたくても産めないという状況にもなりますので、きのうの同僚議員の質問の答弁の中で、17年、18年、19年と年々由布市は子どもさんが、出生率が上がっていたのだと聞いたときに大変うれしく思いました。であるならば、なおさらその予防も心がけていただきたいというふうに切にお願いいたします。

最近では全国的にこの子宮頸がんの100%予防できるということで注目されておりますので、ぜひ由布市としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次です。このことはこれで終わりです。

経済難、4番目です。経済難で塾などに通えない子どもたちに対する学級支援という形で、きのうも、午前中も同僚議員が地域教育ということをおわれました。先ほどの高橋議員も本当に学校教育の学力のことも深く質問されておりました。私は地域枠プラスこれをつくっていただければ随分変わるのではないかなというふうに、何か楽観的な希望を持ちました。

あくまでも豊後高田市も学校の教科、学校の学力プラス補充するというような形でされているそうです。また、豊後高田市のほうも子どもの地域の見守り事業、子育て支援事業とかいろんなものを柱を3つぐらい立てて、そして一つが21世紀の何とか塾です。21世紀の——学びの21世紀塾というのをつくっております。そしてお聞きしましたところが、豊後高田市は学力が県内でトップだそうです。それすごく誇りにしておられるようです。そういうところもありますので、私は経済難の格差がある中での、そういう格差を解消するためにそういう環境づくりをしてほしいというふうに思ったんですけども、それだけじゃなくて全体的な学力向上から見ても、

とてもこれはいいことだなと思います。それで組み合わせて教育長も先々いろんな形で組み合わせて考えていきたいというふうに回答だったと思うんですけど、そのように受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えいたします。

豊後高田の実践は非常に注目された実践です。御指摘のとおりなんですが、私も4カ月前はOBでして、その退職校長会の中に入ってましたが、退職校長会の動きとしても、何か今学校に我々が加勢できることはないだろうかという発想の中で、それぞれ各個人がどういう部面で加勢できるかというのを全員について集計をとりまして、例えば見回り隊だとか、それから環境美化とか、声かけ運動とか、そういったもの。それから、特技を生かした授業だとかいうような形の中でのアンケートを全部とって集計したのを、大体大まかは覚えてるんですが、その中で学習に対する支援というのが残念ながら非常に少ないんです。もう退職して今さら授業というのがあるんかなと、潜在意識の中に、そう思ってますが。やはりOBはOBとして今加勢すべきことというのは、やはり学校がOBに対しても期待してる部分が多いわけですから、そういうのが仕組めばいいかなという思いを持っています。双方の学校の思いと、それから地域人材の思いが合致する形の中で取り組めればいいなと思っていますので検討したいと思います。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） よろしくお願ひしたいと思います。

やはり先ほどの高橋議員の新聞の資料の中にも、やはり地域的格差があるというふうな教育長のコメントがなされてました。やはりその格差をなくすためにもでき得れば、そういう理想的な形が保てればいいかなというふうに私は思いますので、今後これも提案でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後に行きます。最後に、社会教育支援、登録支援にかかわることなんですけども、利用者が多いし、利用の頻度が多いということなんですけども、だからちゅて、例えばこの12項目めは、例えば10人習えば8人が由布市の関係の人で、2人は大分市からじゃないといけないというふうに受け取るんですね。そういう縛りそのものが、私は例えば過去今までいろんな青少年健全育成に取り組んだ団体とかがたまたまその年度には卒業して大分市の子が少し多くて、挟間じゃなくて、由布市の子が少ないという場合ですね、その場合でもこのことを適用してそれが要請されないということは、ちょっとこれ理不尽じゃないかなと思うんです。その部分はやはり緩和してもいいんじゃないかなと。私たち由布市の子どもたち、由布市の人たちがまた大分市にもお世話になっているわけですから、余りこういうことで縛らないほうが私は肝要だと思うんですけど、いかがでしょうか。（発言する者あり）じゃ具体的に言います。

挾間の源流挾間太鼓です。当初は野津原も大分郡でしたから、野津原の子も一員でもありました。でも、今は大分市です。前は挾間町の子どもが結構多かったんです。しかし、今はその子たちが例えば卒業してしまって、今は大分市の子どものほうが少し多いんです。なので、だからといって地域のことに關してはやはり積極的に出てくれてますし、未来館で太鼓の日本コンテストとかもされているんです。そういう中でのやはり活動もされております。でも、この12項目めが反するから中に入れないうようなことが起きては、この年はよかったけどこの年は悪いて、でも子どもたちの交流というのはそういうことがあって、また大人になって由布市がいいから由布市に住もうとか、縁があつて由布市に住むようになったということもあると思うんですよ。このときだけじゃなくて、やはり先のことを考えたときに、やはりそういうことも考慮しなければいけないんじゃないかなと思いますけどどうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えいたします。

その和太鼓、子ども和太鼓についてはその活動、発足当時からよく知っているわけですが、今御指摘のとおり、発足当時は挾間町の指導者、そして子どもたちがすべて挾間町の小学生でした。非常に活発な動きをして段々上手になり、いろんなイベントの中で発表する機会も与えられて子どもたちが生き生きとやっていたわけですが、御案内のように、今人数が、由布市内の子どもたちが非常に少なく、他市から来ている子どもが、指導者は挾間、由布市民ですけど、そういう実態が生まれています。

この支援団体、社会教育団体として認めるのを一応規約に、規約で、規則によりまして8割以上が市内のというくくりをしているわけです。これをどの程度までの数にするかということも教育委員会内部でも検討いたしました。ですが、今は御承知のように、大分市と非常に隣接していますから、その大分市の利用率ていいですか、未来館や挾間町体育館やプールや、そういったところの利用率が非常に高く、由布市民のほうが何かしわ寄せも受けてる状態もあります。それで、このくくりはそのままじゃないと、数を緩和することによってはいかかなものかなという結論で今に至ってるわけです。

○議長（三重野精二君） 瀏野けさ子君。

○議員（9番 瀏野けさ子君） ぜひ実績を考慮していただきまして、そういう実績のあるところには、ぜひその緩和措置をしていただければありがたいというふうに思います。後継者をやはり、文化を守ろうとしているいろんな芸能、いろんなものがあります。でも、その後継者を育てるためにはそういう氷河期といいますか、借金は由布市の住民の税金で払って、大分市によその人が使ってちょっとバランスがとれんじゃないかという思いもあるかもしれませんが、でもそれは相乗効果で、どこかでやはりそれを補えると私は思っているんです。文化とか、そういう芸

能とか、そういう活動の部分はですね。また、大分市の子どもと交流するということがその地元の子どもたちにとっても活性化につながるというふうに私は思います。そういうこともありますので、ぜひとも今までの実績などを踏まえての対応、柔軟な対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。（発言する者あり）もう1回どうぞ。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 市内の施設の利用状態等をもうちよつと精査しまして検討したいと思ひます。

○議長（三重野精二君） 湊野けさ子君。

○議員（9番 湊野けさ子君） ありがとうございます。ぜひいい方向に行くように願っております。

私の一般質問は以上で終わります。御清聴ありがとうございました。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 以上で、9番、湊野けさ子君の一般質問を終わります。

○議長（三重野精二君） これで本日の一般質問はすべて終了しました。

なお、次回の本会議は、あす10日午前10時より本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

なお、12月11日木曜日、午前9時30分から全員協議会を開催しますのでよろしくお願ひをいたします。

午後4時13分散会
